

平成24年第1回(3月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成24年3月8日(木曜日)

本日の会議に付した事件

平成24年3月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 中津 克司 君 ・9月定例会一般質問に対する答弁事項の確認について
- 2 税田 榮 君 ・国営尾鈴土地改良事業について
- 3 米山 知子 君 ・要援護者台帳整備事業について
・特定健康診査の受診率アップについて
・医療費通知について
- 4 川上 昇 君 ・国民健康保険税の徴収率向上対策について
・「地域との連携」における学校の取り組み策について
- 5 林 光政 君 ・末端行政組織について
- 6 徳弘 美津子 君 ・徴収業務の一元化
・川南に住みたいと思える町づくり(住む・生む・育てる・働く)
- 7 内藤 逸子 君 ・子ども医療費助成制度の拡充
・学校給食の調理現場の直営復活について
・保育制度改変のもと町立保育所統廃合計画の見直しを
- 8 児玉 助壽 君 ・西都児湯火葬場建設事業について
・町政運営方針について

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日 高 昭 彦 君	副町長	山 村 晴 雄 君
教育長	木 村 誠 君	会計管理者・会計課長	篠 原 浩 君
総務課長	吉 田 一 二 六 君	総合政策課長	諸 橋 司 君
農林水産	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	新 倉 好 雄 君
農安 員会	杉 尾 英 敏 君	教育総務課長	吉 田 喜 久 君
生涯学習	橋 本 正 夫 君	税務課長	永 友 好 典 君
町民課長	黒 木 秀 一 君	環境対策課長	三 角 博 志 君
健康福祉	佐 藤 弘 君	代表監査委員	三 角 巖 君

午前9時00分開会

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、中津克司君に発言を許します。

○議員(中津 克司君) おはようございます。一般質問通告書に基づき質問をいたします。

質問事項は前回の一般質問に対する答弁の確認と、それに関する事項についてでございます。

まず、最初に農漁商工連携に向けてのトップ会談の実施について伺います。

農漁商工連携に向けての具体的な取り組みを質問したところ、鍋合戦なり、軽トラ市を例に出され、小さな成功例を積み上げる農漁商工連携に町としても絶大なる支援させていただきたいと答弁され、基本姿勢を示されました。私は新人の町長が町を動かすためには、それぞれの組織との協力、信頼が必要との思いでトップ会談の考えを質問しましたところ、今後速やかにそういう場を持ちたいと考えていると答弁されました。

農協は5,453、うち川南町が3,227の組合員、漁協が356の組合員、また、商工会は369の会員と聞いています。それぞれの組織の長が一堂に会するのはなかなか困難かもしれませんが、横の連携を取り組みながら川南町民のために意識の統一を図るには必要不可欠と考えます。折しも農協は役員改選があり、4月下旬には組合長が変わり、新体制になると聞いています。町長も間もなく就任して1年が経過します。考えていた思惑と現実の違いも経験されたと思います。意義あるトップ会談を実施し、今後につなげていただきたいというふうに考えています。

2番目に、井戸水の検査結果に伴うデータの活用について質問いたします。

埋却地周辺の水質検査について質問しました。環境対策課長より現在、128カ所で調査を行っており、これまでの調査状況で大腸菌等発生場所40カ所、硝酸態窒素の高かった井戸47カ所であるが、水質検査のたびに毎回出ているわけではないとの答弁をいただき、検査回数、検査場所をふやす考えはないか質問したところ、町内の井戸すべて把握していない。これをまず把握したい。必要に応じて要望等あればこれからの調査も考えていきたいとの答弁をいただいています。埋却地が156カ所あり、その周辺の井戸は県の指導で検査対象になっています。調査してみますと使用されていない井戸がたくさんあります。人が飲料水として使用されている井戸はそれなりに対応がなされているようですし、町水道の普及率が98.28%と伺っています。要望があれば調査するとのことですので、労力をかけて町内の全井戸の把握する必要はないと考えます。それよりも私が着目したのは我が町の地下水が汚染されているということです。このデータは有効に活用されなければなりません。経営再開された農家で

井戸水を家畜の飲用に利用されている農家が多々ありました。県の家畜保健衛生所で指導いただいたところ、硝酸態窒素の影響での硝酸塩中毒は症例としては聞いたことがないが、国内では流産、受胎不良、発育不良、下痢などの調査結果が報告されている。さまざまな調査研究実験が実施されているが、確立実証されたものがないとのことでした。給水する水については農水省が示す家畜使用衛生管理基準では飲用に適した水を給与となっています。人が飲んでも大丈夫な水を家畜に与えなさいということです。汚染された水は家畜に与えないのが基本だと思います。次亜鉛酸ナトリウムで殺菌し、給与している養鶏農家がありましたし、埋却地関係で井戸水が汚染され、町水道に切り換えた繁殖牛農家もありました。口蹄疫前の話ですが、井戸水から町水道に変えたら子牛の下痢がなくなったと聞いたことがあります。

特定疾病のないクリーンな地域づくり、長期展望に立った畜産経営基盤確立には給与している井戸水の現状を把握し、必要な対策をすることが大事で農家の要望もあります。私はまず、家畜に給与されている井戸水の検査を最優先に行うべきと考えますが、町長の見解を伺います。

3番目に安愚楽牧場農場跡地の動向と町の考えについて質問します。

経営破綻した安愚楽牧場は町内に4カ所農場があります。高鍋町、木城町では農場取得の動きがあったとも聞いています。いまだ感染経路が不明の口蹄疫発生の際、何かと話題に上がった牧場であり、反省点も多くあると思います。近隣住民の方も動向を注視しています。牛舎として既得権もあり、法的規制は難しいと思いますが、新規取得者があらわれた場合、近隣住民の同意を得る必要があるのではないかと思います。

また、自営防疫推進協議会への加入、これは必須条件と位置づけし、地元の獣医を農場の衛生管理獣医師とするなど、対応が後手に回らないよう強い指導力を発揮すべきです。町長の見解を伺います。

4番目は畜産廃業農家の露地野菜転換の現状を質問します。

生産力低下の代替案を質問しました。町長、農林水産課長より生産資材の補助を行いながら、まず取り組みやすい露地園芸から奨励していきたい。課長からは主な品目まで示して答弁をいただきました。現在、意欲的に取り組んでいる若い人もいますが、全体的に見て私は生産力低下の代替案としては思惑どおり行っていないのではないかと感じています。お互い知恵を出さねばならない案件と思いますが、現状はどうか、今後どう取り組む考えか伺います。

5番目はB L牛白血病ですけれども、B L対策、今後の取り組みを質問します。

県と連携しながら検査体制の確立や支援などを積極的に実施していくと答弁いただきました。生産者団体が設立した互助会では現在、加入率が80%で要請率が6%と伺いました。撲滅を目指していますが、まだ理解を得られてない生産者もある中、要請率の低減にいかにか努めるか、課題です。今回、取り組んでいる事業は肉用繁殖牛についてですが、肥育牛、酪農とそれぞれの農家が近場で経営している地区もあります。農場間でアブやサンバエによる感

染はないのか、獣医師に聞いたところ、距離によるがあり得るとのことでした。感染牛を早期に把握し対策していく必要があります。県も先進的な取り組みと評価し、モデル地域として期待しているとのことでした。しかし、理解を得られていない農家はありますし、検査結果が陰性であった牛も3年に1度、清浄確認の検査を要します。この地域独自の取り組みであり、町なり農協の指導力が欠かせません。どう継続させていく考えか伺います。

6番目ですけれども、ハザードマップの作成について伺います。

県の危機管理課によると国の中央防災会議の検討結果が3月から4月に出されるので県の地震被害想定を夏場には何とかしたいとの見解でした。ハザードマップの紙面の関係もありますが、特に津波被害が心配される通浜地区、伊倉地区は前は海、後ろは急傾斜地崩壊危険区域となっています。ズームアップした表示も必要かと思えます。報道によりますと日向灘などを震源としたマグニチュード9クラスの地震に見舞われるおそれがあると専門家は指摘し、県内で最も高い津波が襲来するのは都農から川南で、10.9メートルに達するとして県内沿岸部シミュレーション画像を示しています。過去に同僚議員から質問もあり、十分検討する時間がありましたので住民が満足するハザードマップが完成するものと期待しています。

7番目は防災無線スピーカーの増設について質問します。

死者行方不明あわせて1万九千百有余人、東日本大震災から早や1年が経過しようとしています。御冥福をお祈りし、1日も早い復興を願わずにはおられません。

さて、昨年3月11日、伊倉地区のビニールハウス内で農作業中、防災無線の警報が聞こえなかった。スピーカーの増設について質問しました。総務課長の答弁はこれ以上多くするとお互い共鳴し、聞きづらくなるとの答弁でかみあいませんでした。通浜から伊倉にかけてはもちろん町内各地の受信機を確認しました。伊倉浜自然公園のスピーカーは三つ設置してあります。町内には四つ設置が多くあり、一つ追加設置はできるのではないかと思います。音が届いていないのに共鳴するか、どうも合点がいきませんでしたので議事録を確認してみますと課長は中継基地の増設について答弁されたのではないかと考えます。そのところを総務課長に確認し、そうであればスピーカーの増設はできないのか、質問します。

8番目に自主防災組織の充実について防災士の育成について質問します。

自主防災組織結成に向け、成果を出されていることに敬意を表します。防災知識を備え、災害発生時に地域のリーダーとなる防災士の必要性が強調され、関心が高まっています。被災地からの報告で避難所では材料資材は足りているのに、行動する人がいないという状況がしばしば生まれた。地域住民のリーダーとなる防災士が絶対必要との訴えがあります。幸いなことに私の地区には東児湯消防OBで消防士の有資格者がおられ、地域のリーダーとして活躍いただいています。各地区にも頼りになるリーダーがおられると思います。また、役場の職員が前面に出て住民の世話をしている報道も数多くありました。川南では職員を地区担当として活躍いただいています。地域のリーダー、町職員を防災士養成研修に派遣し、育成していけば防災意識も高まり、中身の濃い自立防災組織の結成につながって災害に強い町づ

くりができるのではないかと考えます。町長の見解を伺います。

最後になりますが、スポーツランド構想に対する取り組みについて質問します。

町長は地域おこし、日本一ユニークな町をつくる大きな柱としてのスポーツランド構想を示され、施設の整備充実も具体化してきています。教育長はどのように取り組まれる考えか、質問いたします。

以上であります。関連事項については質問者席で質問いたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの中津議員の質問にお答えいたします。

事細かにたくさんの質問をいただきましてありがとうございます。いろんな形で私のほうもこういう機会、いろんな機会をとらえながら、その具体的な話、どこまでできるのか、そういう形で常に向き合って参りたいと思っております。ただいまの質問に沿って順次、お答えさせていただきます。九つあったと思います。

まず、1番目に農業漁業商工の連携のトップ会談についてでございますが、当然必要性を感じておりますし、担当者レベルでは随時やっております。そして、トップ会談と申しまして正式な一つのテーブルで時間を決めては今のところやっておりますが、その都度農協の組合長、漁協の組合長、商工会長、4者いろんなところで顔を合わせながらこういう話は進めていっているところでございます。御指摘のとおり、ある程度責任を伴う事柄、そういうときにおいては正式な会談を答弁すべきだと思っております。現在はそういう個人レベルの会談、担当者レベルの会談を進めているということでございます。

井戸水の検査についてですが、もともとこれはモニタリング調査と申しまして埋却地から半径500メートル以内、そういうところで検査をする。それはもともとは畜産地域に与える影響、地下水に与えるということでありまして、個人的な井戸水がどうであるという観点ではしておりませんので、百五十幾つもの埋却地いろいろ重なっているところがあります。現状としてはそれを町内で限なく拾って調査している。そして御指摘のありました、では必要に応じて場所を変えられるのかということでございますが、それに対しては十分対応していくべきだと考えております。

詳細について、また、足りない部分は担当課長のほうに説明させます。

3番目の安愚楽牧場についてですが、現在、破産管財人を通して状況を確認しましたが、現在のところ、動きはないということでございます。今後、一番大事なことは跡地利用については、当然、周辺住民へ配慮する。地域の人たちとしっかり話し合いのもとに進めるべきだと感じております。そういう情報があり次第、管財人のほうには連絡をいただくようにしておりますので、そういう推移は見守っていきたいと感じております。

畜産から露地園芸に転換した農家についてでございますが、戸数的には現在、農家をやめられた方が105軒確認しております。そのうちの22軒の方は園芸に変更された。主な原因はやはり埋却地を確保するのが困難だったとか、家畜の排泄物、ふんですけど、そういうふん尿処理についての施設に対しての設備が懸念されるという形で22名の方は転換をされてお

ます。その方々に対しましては、町としては御指摘もあったとおりでありますが、積極的な支援をやっていききたいと思えます。その中には農地を取得されて始めた方もいらっしゃるようでございます。我々のできる範囲でやはり農家をしっかりと応援していくという形は今後も変えずにやっていききたいと感じております。

5番目が牛白血病BLについてでございます。昨年の8月に生産者みずからが互助会を立ち上げていただきました。そして、現在は導入牛、購入した牛に対しての検査を実施しております。そして、5月からは競りに上場した雌の子牛について検査を実施する。最終的には平成25年度、再来年になります、あと2年後になります、を目標にすべての検査を終了し、清浄化を図っていききたい。そして、これは答弁も以前しておりますけど、清浄化地域を確立し、そして雄の牛に対する付加価値を高め、全国にアピールすると、そういう産地づくりをしていくということ強く思っております。

ハザードマップについてでございます。以前お配りしたのは平成21年度でありまして、津波の想定が5メートルということでお配りしておりました。その後に東北の震災がありましたので、それを踏まえて現在、国の指針、県の指針、そういう整合性を整えながら平成24年度に作成するという考えでおります。

現在やっておることは、現時点におきましては等高線、標高何メートルですとか、そういう表示板を作成し、ほぼ今設置したところでございます。場所については、通浜、伊倉、津波が想定される地域でございます。今後、大学とかそういう学者レベルにおいては津波の想定、先ほど申されました川南、都濃が一番高い水位になるであろうとそういうことも聞いておりますが、県として正式にそういう状況をすべて含んだ後に地震の規模なり地震の場所、そうなったときの被害の状況、そういうことをまとめた上でのハザードマップ作成ということになると思っております。

7番目が防災無線のスピーカーの増設についてということでした。前回の東日本大震災の防災の放送におきまして、確かに一部、伊倉のハウスの中にいた人が聞こえなかったという現状がございます。そういうふう聞いております。やはり人命にかかわることですから、これは非常に重要なことだと感じております。その原因につきましてはその場所だけに関しても、例えば、確かに地域の住民の方から騒音ということが以前ありましたので、スピーカーの調整をしたところだと聞いております。2分館であります。2分館とあそこの伊倉地区のほうで協議をいたしまして、今、協議をしておりますので、場所を変えるのか、あと伊倉浜については、もうひとつスピーカーを、現在、海のほうに向いているそうですので、陸に向けてつけられるとか、そういうこと共鳴を、音同士が共鳴をします、そういうのを確認しながら早急に手を打つところでございます。現在、協議しているところでございます。

8番目、自主防災組織に向けての防災士の育成。現在、8名の防災士がおられます。ことしになりまして、町職員も自主的に試験を受けまして合格いたしましたので1名追加、現在9名という形になっております。中津議員が言われますとおり今後、今、自主防災組織もも

ともと通浜一つでありましたけど、あとは伊倉地区と2分館、高森、松原地区、そして、来年度に至ってあと三つ予定しております。合計6地区の予定になっております。津波だけに関していえば、その6地区でほぼ大丈夫でないかなと感じておるところでございますが、そういうほかにも災害はいろいろありますし、いろんな形で地域のリーダーとして必要でありますので、最終的には各地区に最低1名の防災士がいると、こういうのが理想であるかと思っておりますし、現在、消防署のOBの皆様とかそういう方々が資格として持っておられますので、現在持っておられる方々にもいろんな形で協力を願えたらと思っております。

最後のスポーツランド構想に関しましては、私のほうとしては以前と同様に高森近隣公園、それから屋根つき多目的運動場、東地区、いろんな形で関係機関と連携してやっていこうと思っております。質問のほうは教育長でございましたので、そこは教育長のほうの答弁をお願いいたします。

○教育長(木村 誠君) スポーツランド構想に対する取り組みについてお答えをいたします。

今、町長からもありましたけれども、スポーツランドとしての一環であります高森近隣公園、屋根つき多目的運動場、東地区運動公園、簡易宿泊研修施設等を24年度中に整備することとしておりますので、関係機関団体と連携し、スポーツキャンプ、合宿、大会等誘致の取り組みを行いたいと思います。

また、第5次川南町長期総合計画スポーツ活動推進の中で町民1人1スポーツを掲げていますので、まずは町民の方々にこうした施設を大いに活用していただき、内からスポーツ活動の推進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) ありがとうございます。

では、関連質問をさせていただきます。

2番目の井戸水の検査結果に伴うデータの活用についてであります。実際汚染されている井戸等もたくさんあると思います。家畜に給与している水、その中身がどうかかわからないで給与している方もたくさんいらっしゃいます。再度確認ですけど、畜産農家井戸水を使用している畜産農家で、希望があれば検査をするというふうな理解でよろしいでしょうか。

○農林水産課長(押川 義光君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

先ほど中津議員の指摘のありましたとおり、家畜飼養衛生管理基準の中に飲用に適した水を給与するという文言がございます。12月に家畜農家を全戸調査した結果、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、6割の方々が井戸水を利用されているという状況をかんがみまして、今後やはりその追跡調査を、県が巡回調査をしたものに対して指摘をされるような事項に対して追跡調査をしていこうという考えを持っております。その中にやはり飲料水の問題もありますので、当然このことについても家畜保健所なりと同一歩調で指導していくということでございまして、その手法については今後、検討しながら、議員のおっしゃる検査と

いうことも視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(中津 克司君) 答弁の中で検討というのはやらないというふうなことも伺ったことがあるんですけども、希望者だけでも検査を実施するのかどうか。可なのか不可なのか、伺います。

○農林水産課長(押川 義光君) 今までの検討していくという答弁は、やらないということであるというのも私たちも十分認識しております。

そういうことから、我々としては先ほどの検討というのは当然、検査をすることを前提にしております。あわせてその検査をして終わりということでは先に進まない、という意味からの検討ということで御理解いただきたい。検査をして、その後のフォローまでどういう形でやるということで農家を指導していきたいという意味での検討ですので、そういう御理解をいただいて、検査についてはやっていくということで御理解いただければと思っております。

以上です。

○議員(中津 克司君) 3番目に質問いたしました安愚楽牧場農場跡地の動向と町の考えについてですけども、地区の同意なり、自営防疫推進協議会への加入、これの必須条件としての位置づけなり、獣医を農場の、これは地元獣医ですけども、衛生管理獣医師とする、ここ辺の指導力の発揮をお伺いしたわけですけども、もう安愚楽牧場の今、取得者の動向はちょっとありましたけれども、そこ辺まであったときにそこ辺の指導力の発揮はちゃんと町としてやっていくのかどうか、伺います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問ですが、町としての責任は十分果たすべきだと思いますし、あのような事態をもう二度と起こすわけにはいきませんので、当然我々が取るべき措置は必ず取っていきたいと思っております。

まだ、詳細がほしければ、農林水産課長に答えさせますが、いいですか。

○議員(中津 克司君) やりますね。

続きまして、6番目、ハザードマップの作成について関連事項を質問いたします。

避難誘導看板を設置していただきましたということで、私どこに設置してあるのか伊倉に出向き探しましたがわかりませず、役場に電話し、駅周辺ということで探しました。川南駅トイレの壁に30センチ四方で海拔8.2メートルと表示の看板がありました。また、運動公園入り口にこの付近は36.1メートルの看板を確認しました。

電柱への掲示は九電との調整中でまだ、設置していないとのことでしたが、この看板設置は昨年9月定例会にて一般会計補正予算の中に3目災害対策費109万3,000円として13節委託料40万円、15節工事請負費69万3,000円で可決されています。23カ所に設置予定と聞いていましたが、この9月の定例会で現在3月ですけども、この進捗状況、これは普通なのか、早いのか、おそいのか、質問します。

○総務課長(吉田 一二六君) 中津議員の御質問にお答えしたいと思います。

早いかおそいかということでございますけれども、セラミック板、これについてはもう少し早くできたのではないかとはいっているところでございます。それから、電柱につける件につきましては、九電それとNTT等の申請等に手間がいらしまして、現在、今3月中には取り付けが完了するというところでございます。箇所数につきましてはセラミック板が15カ所、それから電柱に取りつける予定が15カ所、あわせての60カ所ということで設置していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員(中津 克司君) 計算があわないんですけれども。セラミックが15、電柱が15で30カ所ですね。23カ所からふえたわけですね。

ハザードマップの作成についてですけれども、県の地震被害想定が出たら近隣の町も見直しを実施します。スタートは同じです。今までいろんな方が質問しておりますけれども、見直しはしているが、正式なものが出てから作成すると、作成について伺ったときにそのような答弁をいただいています。遺憾のないように取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、9番目のスポーツランド構想に対する取り組みについて関連質問をいたします。教育長に伺います。

スポーツが地域に及ぼす影響は非常に大きなものがあります。例えば県は綱渡り財政と言われていた中、甲子園優勝に予算をつけるなどスポーツ振興を支援し、明るい話題で夢と活力を与えようとしています。中学生、高校生が合宿できる施設も整備されようとしています。私は特に我が町の将来を担う中学生に有効活用してほしいと考えています。競技力が向上し、成績が上がれば学校全体の雰囲気明るく活気に満ちて、学習環境もよくなります。また、地元チームの活躍で町内が活性化されます。子供たちの体力、競技力の向上、人格の形成には指導者の指導力、資質が大きく影響します。すばらしい教育者の育成、確保が不可欠だと思っています。教育長の手腕に期待しているところです。地域の学校スポーツ振興活性化に向け、どのような考えか、伺います。

○教育長(木村 誠君) 優秀な指導者の確保ということかと思いますが、育てる、育ててほしいという観点からお答えしたいと思います。

求められる教職員像としましては、子供に対する愛情と教育に対する情熱を持ち、子供との信頼関係を築くことができること、わかりやすい授業を行い、子供に確かな学力を育成するなど、高い専門性を身につけていること。それから、社会人としての幅広い教養と良識を身につけていることなどが上げられます。

教育公務員はその職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならないと法にもうたっていますが、人間としても1社会人としても常に向上心を持って研修をしなければならないと思っております。県の教育研修センターやスポーツ指導センターにおいても、

教科指導や部活動指導等についての研修や講習が開催されております。あらゆる機会をとらえて自分の力量を高めるために積極的に参加してほしいと思っております。

授業力を高めるには指導力にすぐれている人の授業を数多く見ること、部活指導におきましては実績を上げている指導者のもとに行き、指導方法を学んだり、練習試合をしてもらったりすることも効果的であります。まず、優秀な指導者の指導方法をまねて自分のものにし、それを土台として自分独自のものをつくり上げていく気概が大事だと思っております。教職員一人一人が向上心を失うことなく自分で学ぶ、職場で学ぶ、地域で学ぶを実践し、力量を高めてほしいと思っております。

以上です。

○議長（山下 壽君） 次に、税田榮君に発言を許します。

○議員（税田 榮君） こんにちは。議席番号10番の税田榮です。通例により、国営尾鈴土地改良事業について質問をさせていただきます。

1 番目、ここ数年、天候不順といいますが、初夏より秋にかけて乾燥の期間が非常に長くなりまして、作物栽培に大変支障が出ております。農家にとっては早急に水がほしい状態でございますが、まだまだ時間がかかると思われます。当初、国営の事業は平成23年で完了予定だったのですが、実現できたのでしょうか。そうでなければ何年に完了予定ですか。国営、県営事業とも1日でも早い完成を望み、期間の前倒しによる事業はできないのだろうか。町として関係機関に働きかけていくことはできないかお聞きします。

2 番目ですけど、県営事業の進捗率についてお聞きします。

尾鈴北第2地域の工事等は計画どおり進んでいるのでしょうか。また、鬼ヶ久保、染ヶ岡地区の、またそのほかの地区での反対者は出なかったか。また、パイプラインの工事は第2地区で始まっているのでしょうか。お聞きします。

3 番尾鈴第1北改良区では国営事業完了までは暫定水利用期間となっておりますが、現在、開閉栓された方は何人で、どのくらいの水の利用があり、その代金があるか、お聞きします。その代金の徴収の方法はうまく行っているのでしょうか。また、現金による個人申し込みの滞納はないか、お聞きします。

現在、開閉栓方式の導入に伴い、約7割を超える方々から給水栓設置の申し込みがあったと聞きますが、その後はどのようになっているのでしょうか。また、農道舗装工事はいつから始めることができるのか、お伺いします。

県営事業による散水施設の導入についてですが、現在どのくらい施設の設置がありますか。また、8.3%の農家負担による設置申し込みは24年度で終わりとなっておりますが、24年度以降はどうなるのでしょうか。町の補助は考えているのか、町長にお聞きいたします。

関連は質問席で行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの税田議員の質問にお答えいたします。三つほどあったかと思いますが。

まず、第1点目、国営事業23年度の予定であったが、いつできるのかという御質問に関してでございますが、結論から申しますと2年おくれまして25年度の完成となります。

その理由といたしまして2点ございますが、まず1点目は青鹿ダムの改修方法を変更したと、それは水をためたままで当初改修できるという予定でございましたが、傷みぐあい、今後の使用を考えますと一度水を抜いて正式にやったほうがいいということによりまして1年ほど延び、そしてもう一つは御承知のとおり口蹄疫によって切原ダムの工事がストップしたということをもって2年間延びております。工事費に関してはそのままの額でやっていただいております。

2点目の県営事業の進捗率、どのくらい進んでいるのかということでございますが、まず、尾鈴第1地区につきましては、平成26年度の事業完了を目指しております。工事自体は順調に進んでおります。

それから、尾鈴北第2地区、第1地区はもともと唐瀬原あちらの方面でございます。第2地区は鶴戸ノ本、野田、祝子塚地区についてでございますが、これが平成27年度の完了を目指して計画的に工事を進めておるところでございます。

そして、平成24年度新規地区といたしまして、御質問がありました染ヶ岡、鬼ヶ久保地区について予定をしております。現在のところ計画について大きな反対とか、そういう問題は聞いておりません。そのほかの地区については実はまだ5地区残っておりますが、尾鈴北第4地区、込の口、沓袋、通山、坂ノ上、大内原、十文字、それから国光原、西光原等がありますが、今年度から通山、坂ノ上地区の事業計画を予定しております。ということで平成26年からの着工を計画しております。そのほかの地区については順次計画を進めていくということでございます。

冒頭にありました早く水がほしいんだけど前倒しして何とかならないかということでございます。十分国、県に対する働きかけはしていくつもりでありますし、現在、毎年陳情等も行ってありますが、いつもの言いわけと同じですけど、やっぱりどちらにも財政上の問題がありますので、そこを考慮しながら陳情はやっていっております。答えとしてはなかなか厳しい状況であるのは事実だと感じております。前倒しに関してでございます。

最後に、かん水施設をどのくらい入れたか、それから改修はどうなっているのか、ということでございますが、かん水施設を現在入れているのは67圃場でございます。54農家が入れております。賦課金につきましては22年度決算で大体217万円、200万ちょっとでございます。滞納はございません。

24年までの施設の申し込みになっておる。その後は町としてはどうかということでございますが、これに関してもやっぱりそれ以降におきましては現状の答えとしましては、自己負担となりますので24年度中に申し込みをしていただきたい。そのために我々もしっかりPRする、そして広報誌などを通じて、いろんな機会を通じてそれを広報していくということにしております。

以上です。

○議員(税田 榮君) それでは、3番目の町の24年度以降のことについてでございますけど、今、農家は畜産をやっているんですけど、耕種農家が変わった、迷っている人が多いんですけど、また、今迷っておりまして、そのところで散水施設を導入するかせんかというところでございますけど、時間がほしいわけなんです。

それで、今、こんなに雨が降っていますけど、乾燥に入りますと間に合わんような状態になって慌てて言う。それで24年度中ということですけど、そこまでにできる人はもう申し込みがあると思いますけど、それから先迷っている人たちのために町としては少しでもそのところを考慮してほしい。そのように思うわけでございますけど。いろんなところに視察に行って、散水施設を見たわけなんですけど、なかなかお金が要るんですよね。本当端金ではできない。8.3%と言いますがこれも多額なんです。簡単なもうトラクター1台ぐらいの金額が要るような、でもそれをやらないと耕種としては今から先はやっていけないという時代が来ると思います。1人の農家がたくさんの農地を預かってやるという方式になる可能性があるんですけど、それになった場合にはますますそういう施設化、資金が要るわけです。そのところ、川南町は農業の町ということでございます。頑張っけてやりくりをして農家の人たちの前向きな姿勢を崩さないようにしてほしいと思います。

それから、もう一点ですけど、尾鈴第2地区、今始まっていると思いますけど、その他の地区はもう極端に言いますと坂ノ上あたりが一番最後になると思いますけど、もうそんげひまが要るとおれたちや歳がいつて仕事ができなくなるがい、そういうことを聞くんですけど、これは国の仕事だからそう簡単にいかんとよのって、そげなこと言いよったら、という意見が普通の農家の年寄りの考えです。でもそれは川南町ではどうにもならないと思いますけど、なるべく県を通してでも大急ぎでやってほしい。そのように思うわけでございます。

いろいろ今日質問をさせていただきましたが、明確なお答えもありましたし、考えるところもございましてありがとうございます。終わりにどんな状況でも農業というのはどんな状況、どんな状態でもただ黙々と働くということだけは考慮に入れてほしいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、米山知子君に発言を許します。

○議員(米山 知子君) 通告書に基づき質問をいたします。

まず、要援護者台帳整備事業について質問いたします。

23年度事業において要援護者マップを整備することになっておりましたが、その結果についてお尋ねをいたします。

まず、要援護者台帳はでき上がったのでしょうか。東北大震災から1年が経過し、その経験から災害時の避難の仕方については日頃より住民に周知徹底し、住民の安全を確保することは自治体の責務であります。しかしながら、要援護者については、自治体と地域の住民相互の協力のもとで安全に避難させるかということが確立されていなければ安全を確保

することはできません。その第一歩として要援護者マップを整備されたのだと思いますが、今後どのようにしてそれを利用し、目的を達していくのか、その計画、構想をお尋ねいたします。

台帳を本当に使えるものにするには、年齢、要介護度、障害の程度、一人世帯か、高齢世帯か、同居親族はあるのか、同居親族があっても昼間はどうか。非常時の連絡先はどうか、連絡方法はどうするのか、など、さまざまなことを入れ、援護が必要になった場合を想定し、使えるものでなければ、台帳も絵に描いた餅で終わります。

さらに、災害時に役立てようとするなら、日ごろから台帳に載った人たちを周りが常に認識していなければ、いざ必要なときに役立つとは思われません。整備された台帳はどのように利用していくのか、お尋ねいたします。

また、今回、整備した台帳の更新はどのようにしていくつもりでしょうか。台帳に載った情報は刻々と変化いたします。施設に入られる方、転居される方、また亡くなられる方などをどのような方法で把握し、更新していくのか。常に今、役立つ援護者台帳として維持することをしなければ、今回の整備の目的が果たされないと思います。

このように日常の見守りに常に使っていてこそ、災害時にも使え、安全・安心な生活につながるとは思います。日常に使うことができるのか。また、それはだれがどのような方法で行うのかをお尋ねいたします。

地域での助け合いということと個人情報の保護についての考え方は非常に難しいものがありますが、私自身は個人情報云々のことが言われるようになってから隣近所の助け合いが難しくなってきたのではないかと思います。相手の事情をわかっているなければどのような援助が必要なのかわかりません。近所の人やどのような人かわからないということが普通に言われるようでは、地域のつながりや助け合いなど言葉だけで終わってしまいます。

本当に援助が必要な人はなかなか声に出せないとも言われます。隣近所が援助の必要な人に目をかけ、手を差し伸べられるように、今回整備されたマップを有効に利用していただきたいと思いますが、どのようにしたらそれができるのか、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、特定健診のことについてお尋ねいたします。

平成24年度には健診率65%を目指して懸命に取り組まれているようですが、健診率の区ごとの最新の状況と、今年度どのような方法で取り組んでいかれたのか、具体的な方法をお尋ねします。

ここで、皆様に確認をしていただきたいのですが、なぜ私が特定健診のことをこれほどまでに強く言うのか、なぜ健診を受けたほうがいいと言うのかを確認していただきたいと思います。今さらいうまでもなく人間の一番の幸せは健康ですが、健診を受ければ病気にかからないということではなく、受けることで病気の予防や早期治療へとつながり、予防と重症化を防ぐことになるのです。年をとれば誰もあちこち悪いところが出てきますが、これをでき

るだけ軽症で一病息災といわれる状態で年をとっていく。健康といってもまったく病気をしないということではなく、いかにして重症かを防ぐか、これが本人や家族にとって一番の幸せにつながっていくと思います。

医療費の削減も言われますが、適正な医療を受けている人の医療費は削減できないと思います。しかしながら、重症化により生じる高額医療費は、健診を受け、予防や重症化を防ぐことにより削減へとつながります。医療の高度化により高額医療費の増加が著しく、高額医療費をいかに抑えるかが国保財政にとっては一番の課題です。

健診は住民の健康と医療費の削減、さらに平成24年度に目標値を達成することで国からのペナルティーを避けられるというさまざまなメリットがあるという考えで健診の受診率アップに取り組んでいただきたいと思います。

健康は自らつくる宝物という標語は、かつて私が保健師として働いていたときに一般から寄せられたものです。健診は町がいうから受けるということではなく、住民が自分のこととして、自らつくる宝物のために健診を受けるようになるには、地域の中にこういった考えを広めていくことが必要だと思います。

こういうふうな考え方で健康づくり推進員について提案をいたします。

昭和58年老人保健法のもとで健診が取り組まれるようになり、各地区で健診が実施されるようになりました。そこに健康づくり推進員をお願いし、会場の設営や広報に協力していただいたと聞いております。健診づくりなどの取り組みに対して厚生大臣表彰も受けたことがあるとか。当時は健康づくり推進員と食生活改善推進員とが一体となり地域で健康に取り組まれていたと聞いております。

川南町役職員名簿にはいろいろな団体の名簿が記載されていますが、現実にはどのような活動をしているのか明確でなくなっているところも見受けられます。健康づくり推進員や食生活改善推進員など、健康づくりに活躍していただける委員を募り、明確な目的のもとに活動していただくことはできないものか。

過去の健康づくり推進員の活動やなくなった理由など、御存知であればお聞かせいただき、また申し上げてきたような目的での再設置はできないものか、お尋ねいたします。

最後に、医療費通知についてお尋ねいたします。

健診の受診率アップのところでも国保の医療費について触れましたが、国保の健全運営のために医療費の削減は喫緊の課題です。この中で医療費通知により医療費の適正化に努めるとのことで、医療機関を受診した世帯に年6回医療費の通知がなされております。果たしてこの通知で医療費の適正化が図られるのでしょうか。

平成23年10月、11月の2カ月分の医療費通知は国保3,273世帯中、2,537世帯になります。国保世帯の77.5%です。年6回国保の約80%の世帯へ明細を打ち出し郵送するのにどれほどの経費がかかるのか、費用対効果で考えられたことがあるのでしょうか。

さらに、この通知が受診抑制につながらないかと懸念いたします。自分の健康状態で適切

に受診する。例えば高血圧症の方が月に1回受診して内服治療を続けるということは、むしろ勧めるべきことで、脳卒中などの病気の重症化を予防します。従来 of 医療費通知の目的、何のために通知するのか。また、その効果はあったのかを確認いたします。

また、受診で問題にしなければならないのは、いわゆる重複、頻回受診ではないでしょうか。必要な医療は受けなければいけません、重複、頻回受診者を適正医療にすることで医療費の削減につながります。重複、頻回受診者は何人いるのか。流動的だと思いますのでおおよその数で結構です。

また、このような事例について訪問指導は行っているのか。行ったのであれば件数と従事した保健師数、問題点などをお聞かせください。

重複受診や頻回受診は個人の問題もありますが、医療機関の問題もあり、適正受診を進めるためには、個々のケースの問題を把握しなければ解決は難しいと思います。そういった意味で保健師の家庭訪問指導によるところが大きく、今まで以上に取り組んでいただきたいと思います。保健師が本来の仕事ができるような職場環境づくりを希望しますが、町長の姿勢をお聞かせください。

以上、3項目について御質問いたします。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○町長(日高 昭彦君) それでは米山議員の質問にお答えいたします。大きく分けて三つ質問いただきました。要援護者台帳整備について、それから特定健診の受診率のことについて、最後に医療費の通知についてということで質問に従いまして順次お答えさせていただきます。

まず、要援護者支援台帳についてでございますが、現在、納品作業を行っておりまして、3月末までには導入完了ということになっております。これはあわせて今、災害時の要援護者避難支援計画、つまり避難困難な人にどう対応するかという計画をつくっておりますので、それで対象とします介護が必要な方、ひとり暮らしの高齢の方、また、障害者の方、そういう形での情報を台帳に反映させていくところでございます。

そして、同じこととなりますけど、その台帳はどのように利用するかということでございますが、まず、有事の場合、災害が起きた場合については、当然それは避難の支援をすること、それから安否の確認をすること、そういうことに使うようになっております。しかし、そのためには平常時、常日ごろからその情報をどうやって把握するのか、どうやって構築していくのかということでございますが、今言ったように介護が必要な方、ひとり暮らしの方、

そして障害者の方、そういう情報を常に更新していくシステムとなっております。

そして、それは設置する場所についてでございますが、現在、考えておりますのは当然、健康福祉課、総務課、そして社会福祉協議会、そういうところに端末機のほうの設置を考えております。

災害時の対応でありますけど、川南町といたしまして、それをどうこれからデータが集約化、共有化できますので、それを実際の生活面においてわかりやすくいえば福祉面でどう活用していくかが今後の問題であります。そういうサービスの向上が重要なことであると思えます。それに対しまして今考えられるのは民生委員の方、それから包括センターの方々、そういう方にとって常日ごろからそういう人々の見守りをする。そういうことで利用させていただくともデータを随時構築していくと考えております。

最後にそのことにつきましての個人情報保護法との関係でございます。確かに法律でございますので、すべてを無視するわけにもいきませんが、災害時にはすべての情報、まず命が優先されますので、その時には避難、それから救護、安否確認のときにはそのまま使えますが、平常時におきましては当然、相手方の同意が必要になってきます。それから、避難を支援していただく方、例えば消防団でありますとか、区の役員あとは区長さん初めいろんな世話をしていただいている方につきましては、町とそういう個人保護に関する誓約書、そういうことを取る必要があると考えております。

次に、特定健診の受診率のことでございます。現在、2月22日現在、受診率が31%、そしてその受診を受けた人に対する指導、特定保健指導率は60%、その数字だけを聞きますとそんな高くない気はいたしますが、近隣市町村に比べて西米良、木城は特別ですけど、ほかの地区に比べてはその中では一番高い数字であると考えております。

じゃ、これでいいのかということでございますが、じゃなぜ低いのかということに関しては幾つか理由があると思えますが、まずはもう私は別な病院に行っている、病院にかかっていると、そういう方におきましては特定健診の項目を受けておらなければ受診率にはつながってこないというのが現状であります。

それと過去に勤めた経験がある人、そういう方については定期健診という概念が十分ある、十分そういうのが認識されておりますが、やはり農家の方、自営業者の方で働き盛りの方、なかなか自覚症状がないと健診に来ていただけてないのが現状であります。

しかし、今、うちの保健師のスタッフを含めて、随時どうすれば受診をしていただけるのか、率をアップできるのかということに関しましては、本当に事細かに機会あるごとに区の役員会であるとか、いろんな行事であるとか、それぞれに一度も来ていただかない方に対する電話、それからはがき、そういう努力は私が見る限り、本当によく頑張ってくれていると思えますし、このスタッフは我々にとっては非常に誇れるスタッフだと思っております。これは今の数字が明らかに満足できるとはいえませんが、少しずつ必ず効果が出ると信じて今後もそういうことを続けていっていただきたい。本当に保健師のスタッフとしては非常に頑

張ってくれていると私は認識しております。

健康づくり推進員の話でございます。現在、健康増進計画というのを作成中でありまして、川南町におきましては健康でいきいきと暮らせる町づくり計画として名をつけております。近日中に、もうほぼ完成しているところでございますが、これまでと違うのは、それにおきまして町民参加型の委員会を結成して、そして計画書をまとめ、いろんな形で町民が参加できる計画書ができあがると私は思っております。その構成も個人、家族でできそうな項目、地区としてみんなでできそうな項目、そして行政がやるべき目標を明記するべきこと、そういうふうに書いております。

結論といたしまして、町民一人一人がやっぱり意識を持って、先ほど議員の御指摘でもありましたけど、町民総運動としてのとらえ方、ある意味でのゼロ予算事業としてのとらえ方、これはこの後も引き続きやっていく必要があると思っております。

また、健康づくり推進員の復活はどうかという御質問に関しましては、現在としては当然、その必要性を感じておりますので、違った形で地域のリーダーであるとか、そういう方々とともにやっていく考えでございます。今、本当にスタッフが一生懸命頑張らせていただいておりますので、そのときには米山議員にもぜひお力を貸していただきたいと考えております。

最後に医療費通知のことでございますが、通知の目的はということでございます。これは御指摘のとおり年6回、7項目について世帯主に発送している。これは国の方針でありまして県内はすべてそういうことをさせていただきます。その目的は当然、自分の健康、それから健康保険税のことに关しましての意識を深めてもらう。適正な受診のための啓発である。そして、医療費が実際はどのくらいかかっている、自分はどのくらい負担をしている。そういうことにつながっていくと思ひますし、それを含めた認識が高まっていると信じておりますので、経費がかかるのは当然のことではございますが、それ以上にその効果はあると思っております。それはそういうことを含めて健康について興味を持ち、それが医療費の抑制にもつながるといふふうに考えているところでございます。

以上です。

済みません。一つ抜けておりました。重複、頻回の受診に关してでございます。いろんな形で端末機が町民課にございまして、そういうレセプトというか診療報酬の明細書を確認しながら、一人一人の状況に想定しながら保健師の方が巡回指導しながら確認しております。

実は平成21年度におきまして重複は35名、頻回はいないということでありまして。22年度に关しましては口蹄疫のためにこの調査を行っておりません。23年度今年度については特に特化した指導はしておりませんが、それはなぜかという保健師の巡回指導を重ねて個別に当たっていただいておりますので、人数的なチェックは23年度についてはしておりません。今後、保健師の充実した活動をまずやっていくことが肝要であると感じております。

以上です。

○議員(米山 知子君) では、まず最初の要援護者台帳についてお伺いをします。

確かに今言われるように台帳はできたと。私、お伺いしたのは保健センターに端末ありますよと、総務課にありますよ、見れますよじゃなくて、実際に使うとなったらだれがその援護者をするのか。わざわざ保健センターからどこに指示を出すのか。保健センターからどなたを援護しないといけないということが出たときに、それをわざわざ指示を出さないと動けないような形であれば、私は緊急時には役に立たないと思うんです。

ですから、だれがその情報をいつも把握しておけるのか。ということをお伺いしているんですけど。台帳ができました。端末があれば見れますよ。それは今までの台帳と同じです。更新をしようと思います。だれがいつどのような方法で更新をしていくんですか。データ、情報はどうやって集めて更新データに入れるんですか。

○町長（日高 昭彦君） 台帳ができましたということで、これを今からどう活用するかが御指摘のと通りの重要な課題でありますので、それを今後進めていきます。具体的な詳細については担当課長に補足説明させます。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいま御質問のあった件についてお答えいたします。

先ほどから御質問の中でありましたように、今回システムに入れさせていただける情報につきましては、要援護者情報、支援者情報、地域情報等またマップ情報、地図連携情報、また事由情報等が入ってきます。これは現在の段階では3月期におきましては現在、情報として入力可能な、先ほど言われました援護者の情報、例えば要望の度合いであるとか、そういう情報等が入ってきますし、また、これに加えて障害者情報、またひとり暮らしの情報が昨年度社会福祉協議会のほうで調査がなされております。こういう情報を入れ込む作業を年度内に完了できるものと思います。

また、御指摘のとおりこの情報につきまして随時更新の必要があるということでございますので、それに関わる担当の課、係のほうが随時また時期を切りまして入力をしていくような考えを持っているところでございます。

また、必要につきましては、先ほど町長が答弁したとおり今後の問題としてその辺の把握をしていくような検討をしていく必要があると思います。システム的にはその情報が入力できるような機能となっております。

以上でございます。

○議員（米山 知子君） 何回も繰り返すようですが、今まで台帳で社会福祉協議会にあった、それをただ、コンピューターの中に入れて、だれでも見れるようになりますよというのでは、今回の要援護者台帳を整備したということにならないと思うんです。500万円かけて整備しているんですよ。そしたらそれをいかに使うか、ソフトです。それが大事で、ハードはできたと、じゃ、ソフトをどうするかというのが、ここが知恵を絞らないといけないところじゃないですか。

要援護者がいますよって、障害の程度、介護3の人でこれはどうしても避難誘導しないといけない、あるいは障害者1級の人でこの人は自分では自力では救助できない、移動できな

いという人をじゃ、だれが、いつ、どのようにして、いざ地震が起こったときに避難させるのか。それは昼間なのか、夜なのか。今言われた地理情報とかって入ったと言われますけれども、さっき私具体的に言いましたね。同居の家族があるのかないのか、しかも昼間いるのかないのか。

災害いつ起こるかわからないわけですから、そういうふうな台帳だけの情報だけの管理では絶対に緊急時に役に立たないわけなんです。そのソフトをどうするかということを私は考えているのか、ということをお聞きしたんですが、今、計画策定中で考えてないというふうに理解していいんですか。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

.....
午前10時27分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

○総務課長(吉田 一二六君) 米山議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、川南町災害時要援護者避難支援計画というのを策定中でございます。それにつきまして、それを確定をしまして、入力関係につきましては社会福祉協議会とか健康福祉課、そちらのほうで入力していこうかと思っております。それにつきまして、本人さんから同意が得られている方に関しましては、日頃から民生委員さんとか、そちらの方が常時そこに訪問されていくというシステムになろうかというふうに思います。

以上です。

○議員(米山 知子君) 結局、頼りになるのは民生委員さんということで、非常に民生委員さんにとっては負担が大きいと思いますが。私の近所の事例を申し上げますと、高齢者の車いすで動かないといけないような方、ずっと一人で暮らしていらっしゃいました。ところが、いつのまにかすっといらっしゃらなくなったと。そしたら、よそに別居していた家族の方がお母さんを施設に入れた。まったく御近所には一言の言葉もなく入れていかれたというような事例をこの最近もありました。それから1年ぐらい前にもありました。

そういう情報というのは包括支援センターであるとか、健康福祉課であるとか、果たしてそれが使えるのかということです。やはりそこには地域の中で常にその人を見守っていくような人がなければ使えないと思うんです。

だから、これは緊急時だけの問題ではなくて、日常の見守りをしていかないと実際の災害のときには役に立たないということを、今回の東北震災のときに私たちは十分に学習したと思うんです。ですから、台帳を整備したところまではいいんですけれども、その台帳をどういうふうに生かしていくか、本当にそれが使えるような形にしていくかということを十分に検討をしていただきたいと思います。

民生委員さん、区長さんというのは確かに一番の地区にとっては頼りがいのあるところだとは思いますが、1人の民生員さん、1人の区長さんで果たしてその地区全体の要援護者を見れるかどうかということです。そのためにはやはり隣近所の振興班に入っていらっしゃるところであれば、振興班の方もあって、また、振興班に入っていないところの方についてはどうするのか。そこらあたりも具体的なこととして検討していかないと実際に生きたものとしては使えないと思うんです。

これは私、前々回の折に緊急通報システムのことについて御質問したときに、鹿児島県のある市のことをちょっと言ったことがあるんですが、そこは1人の援護を受ける人に対して2人のサポーターをつけている。そして、それはもう十分にお隣の人であるかもしれない、できるだけ近い人ということで2人をつけている。1人ではやっぱり何かと不安だからということで2人をつけている。現実はどうですか。その2人、引き受け手があるんですか。そこですね、問題は。それをお聞きしましたら、なかなか難しいです。結局は1人は区長さんか民生委員さんをお願いすることになっています。1人はお隣、近所の方をお願いするというようにしています。それが現実策なんです。

ですから、頭で考えて、役員としては民生委員がいるから、区長がいるからということでその人をお願いするということは言葉では言えますが、現実的にはそういう方たちだけで働くということはまず無理だと思いますので、ぜひそういうところで地域の方たちで見守る人と、見守られる人、いつ自分の身になるかわからないわけですから、見守る人にもぜひお願いいたしますということを、お願いできるようなことを、労力を役場のほうではしていただきたいなと思います。

それから、同じことです。台帳の更新についても、各所管で情報を入れられるようにしますと言いますが、その情報がどうやって入ってくるんですか。亡くなった、施設に入った、子供のもとに引き取られた、そういういろいろな刻々と変化します。そういう情報っていうのは、住所変更とかが出てくればわかりますが、本当にそれがそのまま住所変更だけで、その人がどういう状態の人だったかということまではわかって住所変更はしないと思うんです。

ということは、やはり近所の見守る人が、ああ、この人は今度、子供さんのところに引き取られましたよとか、だからこの人はもう要援護者から外してもらっても結構ですよと、そういう情報を刻々と入れてもらうような形にしとかなければいけないと思いますので、ぜひ一つのアイデアですけれども、見守る人、見守られる人、それをきちんと明確にして見守る人もちゃんとそれはお願いをしないと実行することができないんじゃないかなと思います。ですから、これはお願いをしておきます。

次に、特定健診のことについてですが、非常に努力をしていらっしゃるということは私も保健センターの方に伺ったときに黒板に書いて皆さん頑張っていることはよく存じております。ただ、地区別受診表というのがあって、黒板に書いてありますが、川南24区のうちで非常に差があります。高いところは51%にもなっています。これは私なんか御褒美や

ってもいいかなと思うぐらいなんです。低いところで19%です。この差なんです。地域によってさまざまです。ですから、ぜひ保健室の保健婦の働き方にも問題があると思いますが、前から私保健センターでは言っているんですが、地区担当制にして、私の地区は絶対ここ成果を上げるよっていうぐらいの取り組みをしてもらいたいと、これは保健師間の競争意識です。それも受診率を上げるためのひとつのポイントではないかと思います。

もう一つは、地区の中でもそういうふうなことは取り組めないかどうかということです。地区の中でお互いに競争意識を持たせる。受診率を上げるための提案としてはいわゆる、町長言われましたけど意識の低下、これは本当に自営業の方たちは意識、健診に対する意識が低いです、お勤めの方にくらべたら。それは仕方がないです。そういう知識が入ってくる機会が少ないわけですから、意識が上がるはずがない。ですから、いかにその意識を上げるかということで、地区で取り組めるのであれば、そういう機会を大いに利用する。受診機会をふやす。ということで、今医療機関の受診とかもやっています。

次に、さっき言われました病院にかかっているからと、病院にかかって特定健診の項目を全部クリアしていれば受診したと同様に見なしていいと思うんです。きちんとそのデータが確認できれば。そういう細かなことをしていけば受診率の積み上げになるわけなんです。それは関心があればそういうこと、私は病院に行こうという検査を受けていますと、ですから特定健診の受診項目を満たしているの健診を受けたのと一緒のことで自分でちゃんとしていますと、自己管理できているわけですから。別に受診率、その人にとっては問題ないわけですが、行政にとっては受診率を上げるためにはその人も1カウントでしたほうがいいわけですね。そういう細かな作業。

それともう一つは費用です。特定健診の受診料は1人1,000円ですけれども、実際に受けると健康づくり協会に払うお金は確か7,000円ぐらい払うと思います。その差額、もう病院に行って医療費を使って健診をしているんだったら、何も7,000円も使って特定健診を受けなくても必要はないと思います。いかに、その人の健康を守るために健診を利用するかということですから、その辺のきめ細かなところを見ながら受診率をいかに上げていくかということに取り組んでいただければいいかと思います。済みません。私の意見ばかり言っていると質問が少なくなるんですが。

そういうふうに通診率を上げるためにはどうしたらいいかということ町長もですけど、担当課長あたりはどのように保健センターに対して働きかけをしていらっしゃるのか、そこ辺をお伺いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまのわかりやすくするどい質問ですが、受診率を上げるためにどうすればいいかということで。例えば今病院にかかっている項目にいくことに関して御指摘がありましたけど、当然それもやっているつもりでございますし、最初に言われました地域のことをみんなでやる、そういう仕組みをどうやってつくるのか、これは我々地方に科せられた最大のテーマだと思っております。

地域主権という言葉が今、国から支持を受けております。地域が自分たちのために自分たちでやる。ミニ国家という言葉もありますが、やはり自分たちの地域は自分たちで守るんだという運動の中にそれは健康についても町民総運動と位置づけ、ひとつのゼロ予算事業だと思っていますし、その地域、地区のつながりをどうやって我々がもう一度過去に先人たちがそうやって作りあげて来た、そのつながりをどうやってもう一度作り直すかというのが我々の使命だと思っています。

そういうことを含めてトータルで、受診率にしても、いろんな活動にしても、避難するときのだれがどこの病院に行ったとか、そういうことにつなげていく必要があるというのは十分承知しておりますし、今後取り組むつもりでございます。

以上です。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの米山議員の御質問でございます。私も昨年の4月からこちらの方の担当をいたしまして、特に特定健診の受診率をアップということいろいろ考慮して努力したつもりでございまして、特に昨年度は地区の方にできるだけ伝えたいということで区長会、また運営委員会等で各担当職員とそれに保健師をつけてPRに臨んで、かなり文章的にもペナルティーが出ますよとか、そういうきつい文章をつくってお配りして、期待をしておったんですけれども、結果的に思ったような数字が出なかったということで、非常に残念な結果だなあというふうに思っております。

その後、郡内の会議でやっぱりこういう、どういうふうになれば、健診率が上がるかということで、協議もいろいろ持っているところなんですけれども、なかなか妙案が出てこないということが現状でございます。

そんな中で先ほど町長が申されたとおり、今回ひとつの契機として健康づくりの計画を町民一体となった形での計画を作っているところでございます。これにつきましては、町民運動として私どもの課もとらえて、できるだけ町民が自ら健康意識を高めるような活動をしていただくようなお膳立てをしていきたい、というふうに考えております。

具体的にと言いますと、私もまだ思案の段階ですけれども、今までのように地区にまた説明する頻度を上げるというのは当然ですけれども、今度は農協の団体さんであるとか、そういう団体さんの方においても説明会、保健師を派遣して増進を図るということと、先ほど議員から提案のございました健康推進員とまではいかないにしても、地区にそういうリーダーを養成するような方向性は何かないかなと考えてみたいなというふうに思っていますし、個人個人に対しましてはモニタリングであるとか、チェックリスト等を配布して自分の健康づくりを要請したいな、というふうなことをちょっと頭の中には描いておるところでございます。

そういう運動を追加つかして行きながら、これは常に何と申しますか、言い続けるしかない、やり続けるしかない行動でありますので、そういう行動を頻度を上げることによって今後の受診率のアップに努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（米山 知子君） 健康増進計画を作成中ということで、違った形で地域のリーダーをとということですが、ぜひ、その中にこういう健康づくり推進員という、健康に取り組むような地域のリーダーということをぜひ入れていただきたいと思います。それはやはり十分にその意識を、意義をわかっていただかないと、そういうことには、ただ、お願いしますというだけではないと思うんです。

私、この役職員名簿って毎年いただきますけれども、いっぱい委員会があります。私実際に自分の生活に関係するところで、このごみ減量推進委員というのは一体何をしてらっしゃるんだろうと、皆さん女性ですが。ごみ減量推進委員で確かに大事なことですけれども、私は生活しながらごみ減量推進員さんの方の活動が全然見えてきません。しかしながら、毎年役職員名簿に出てくるんです、これが。だから、こういう有名無実みたい委員さんは名前を上げてもいいという人がいらっしゃるんであれば、十分にその意義を納得していただいた方に任命をして、健康づくり推進員ということで、その地区の健康づくりのリーダーになっていただくというようなことをぜひこの増進計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。

それから、今、いろいろやっていますがということですが、先ほど町長からはがきや電話でも勧奨をとということでしたが、自分の事として考えていただきたいと思います。健診を受けたほうがいいですよって回覧で文書が来ました。それをじっくり見られますか、受けない人が。まず、行動の変容は起こりません。文書では。やはり実際に行って、面談をして、なぜ健診を受けないのか。健康に自信がある。おれはどんげもねえ、それは意識はないわけです。いわゆる予防ということに意識がない。時間がない。それは何とかなるかもしれません。そういうもろもろの状況を聞かないと、ただ、健診を受けましょう。特定健診大事ですよってペナルティー科せられますよっていうなら、文書を配ったところでだれも健診を受けにいかない人はそれを目にとめて見ることはないと思います。私ははっきり言って、そういうようなのは紙の無駄だと思います。それよりも実際に保健師の数はいっぱいふえていますけど、今、保健センターに何人いるんですか、保健師。聞きますけど。課長でいいです。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） あわせて10人いると思います。

○議員（米山 知子君） 10人ですよ。昔からすると、昔は町村の保健婦というのは本当に1人か2人でしたよね。それでいろんな業務をされて、もちろん県がしていた事業もあって、それが町におりてきたという部分では保健師の非常に仕事がふえてきたとは思いますが、10人いるわけです。その中で実際にこの特定健診の対象者40歳から74歳までの人っていうのは何人いるんですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 今の質問でございます。申しわけございません。ちょっと今、数字の予備がございませんので、ちょっとお答えできません。申しわけございません。

○議員（米山 知子君） 済みません。通告書にこの数字までは入れておきませんでしたのもう結構です。

10人の保健婦がいて、単純に計算すると町民1万7,000人としたときに1人あたり1,700人です。担当者は。その中には赤ん坊もおりますし、75歳以上の方もおりますし、勤めている方もおりますから、1人あたりにするともう1,000人いるかいらないかじゃないかなと思います。ざっと見て。そのときに、その1,000人の顔が1人の保健師でぱっと浮かんでくるぐらい働いてほしいと思うんですよ、私。保健師だったら。

厳しいかもしれませんが、私は自分が働いてきたから言えるんです。保健師とはそうあるべきだと思います。それを課長が十分に指導をしていただきたい。でも、そのためには地域に出ていかないとそれはできないんです。面談をしないとわかりません。その人の背景がですから。ここで保健師が十分に働けるような環境整備をしていただきたい。保健師でなくてもできるような仕事をさせるなど、保健師でないとできないことをして、十分に地域に出て行って住民の健康管理に働いていただきたい。それを担当課長としては十分に指導をしていただきたいと思います。これは担当課長じゃなくて、町長もそういう認識で保健センターを見ていただきたいと思います。お願いできますでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 明確にお答えします。我々がすべきことは町民の福祉の向上でありますから、それに関することは最大限の努力を持ってやりたいと思っております。ということは、保健師、まず現場に行くこと。今言われたように文書じゃわからんと、そういうのは順番を踏んで、文書が届いて返答がないから電話をします。それでも来てもらえないから行きます。そういうことはやっているつもりということだけじゃ足りないと思いますが、今後そういう方向に進むべきだと思っております。

○議員（米山 知子君） じゃ、それでぜひ特定健診の受診率を上げるために努力をしていただきたいと思います。

ちなみに一応私の提案を述べさせていただきますので、これはあくまでの私事ですからいろいろも事情もあるかと思いますが、まず、意識の向上、健診の必要について意識の向上を図るためにはどうしたらいいか、個人面談、家庭訪問、それから、区の分館運営委員会、そういうところに足しげく通う。これは特定健診の地区別受診率というのが出ております。それに基づいて活動はされていると思いますが、特に低いところは重点的に何回でも行く。もう文書を配って、これまた宜しく願いますぐらいではだめなんです。なぜ、受けなくてはいけないか。あなたのためですよ。町のためですよ。両方の目的を持って特に受診率の低いところには足しげく行ってでも指導してくるということが必要じゃないかと思います。

それから、受診機会をふやす、ということは夜間健診であるとか、医療機関での健診であるとか、あるいは農閑期の健診、そういうふうなもう年間行事で健診はこの期間ですよじゃなくて、農家のちょっと時間的に余裕のあるような時期、そういう時期に健診を持ってこれないかどうか、そういう日程の変更ということも考えなければいけないことじゃないかと思います。

それから、もう一つは競争心理を利用ということで、これは各区の受診率を公表して、区

ごとに競争をして競争意識で受診率を高めるようにしてもらおう。これはやっぱり分館運営委員会なんかで十分に公表していいんじゃないかと思います。それともう一つはこの競争心理というのは保健師の受け持ち区制にして、その保健師の競争心理を動かすというようなことも一つの方法になるんじゃないかと思います。一番これ効果があると思うんですが、御褒美です。褒賞。いわゆるニンジンです。非常にこういうのが出てくるとやっぱり弱いですね。ですからこれをただご褒美じゃなくて、健康管理に努力しましたねと、そういうことをきっかけにして健康について考えていただく材料にさせていただきたいと思います。

今回、議会に分館活動交付金ということが出ておりますが、私は実はこれを健康推進交付金とか、というような名前に変えて健診を非常に取り組んだところにはしますよ。健康づくりに使ってください。というような形での報奨金というのを出すと、納税報奨金じゃないですけども、皆さんそれについてやっぱり努力をされて関心も高くなるんじゃないかと思います。

あとはさっき申し上げました健康づくり推進員なんかの地域のリーダーとなるような女性の方から口コミで、あんだのところ健診に行ったねって、やっぱり行かんといかんわってというような口コミで広げていくような形。そういうふうなものに分けられると思いますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

それから最後にもう2分ですので、医療通知ですが、国の方針ということですが、これは絶対しなければならないことですか。年6回。

○町民課長(黒木 秀一君) 医療費通知には国の厚生労働省からの指導がありましてやりなさいということで県内全市町村やっているところであります。この分につきましては歳費につきましては県の調整交付金の中の算定にも入っております。

以上です。

○議員(米山 知子君) 国の指導だからしなければいけないということで、先ほどの数から見ると重複受診者というのは35名ですね、そういうことでそんなに多くないので、私はそうだったらもう適正医療ばかりなのでもう必要ないかなというふうな気もしたんですが、国の方針でしなければならないということだったらこれは仕方がないことかなと思います。ただ、予算が毎年341万円使っております。この中に国のお金も出てきているということですか。ちなみに県のほうは年に1回しか通知をしない。まとめて。1年分の医療費通知として個人あてに来るということですけど、そういうふうな年に1回、例えば国保税の算定のときにお宅の去年の医療費はこれだけですよというふうなことをすると、私は国保税に対しての意識がちょっと変わるかなと思います。ああ、これだけ医療費がかかっちゃと、自費だったら、全額だったら幾らなのに3割だからこれくらいで済んだ。

○議長(山下 壽君) 米山議員、簡潔にお願いいたします。

○議員(米山 知子君) わかりました。ですから、そういう年1回というのは県はしているということなんです、そういうことはお考えにはなりませんか。最後に、お願いします。

○町民課長(黒木 秀一君) 今のところ、全県下連絡会という国の方針でやっていますし、今後検討ができればまたそのあたり検討できるかなと思いますけど、これはもう全市町村を見てからとなりますので、その辺で検討したいと思います。

以上です。

○議員(米山 知子君) 全市町村ということですが、横がしているから絶対しなければならないことなのか、もしかしたらせんでもいいことであつたらしくなくてもいいんじゃないかと思います。何もあわせなくてもいい足並みはあわせなくてもいいと思います。やはり予算を幾らかでも少しずつでも削減していくということにぜひ繋げてほしいと思います。

以上で終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、川上昇に発言を許します。

○議員(川上 昇君) 川上昇でございます。質問通告書にしたがって伺いますので、よろしく願いいたします。

まずは、国民健康保険税の徴収率向上対策について3点質問いたします。

平成22年度の町国民健康保険事業特別会計決算によりますと、国保税収入未済額いわゆる滞納額は2億2,000万円余りとなっており、これは保険税の調定額に対して約25%、実に4分の1を占めております。収納率につきましても90%は超えているものの、決して収納率としては高くありません。国保事業の安定的な運営を図るためには言うまでもなく税の収納率を高めることであります。

さて、第1点目の質問として、平成23年度の2月末あるいは1月末でも結構ですが、保険税の徴収率の現状はいかがなものであるか、伺います。

次に、平成16年度から平成20年度の県内市町村別現年度収納率の推移を見ますと、少しデータが古いんですが、西米良村と諸塚村の2自治体はいずれも100%であります。児湯郡内の6町村では平成20年度で西米良100%、木城町94.38%、都農町94.22%、新富町93.92%、高鍋町93.74%、そして川南町93.08%と、我が川南は最下位であります。

先ほども申しましたように国保事業の安定的な運営を図るためには、言うまでもなく税の収納率を高めることであります。この最下位の原因は何なのか、税務課の徴収体制に問題はないのか、実は町全体で取り組むことかもしれません。町長のまさにリーダーシップが問われるところではありますが、第2点目の質問として町長の思う徴収率アップの具体的方策を伺います。

続きまして、我が町には川南町国民健康保険条例、川南町国民健康保険税滞納世帯対策事務処理要綱、あるいは国民健康保険被保険者証の交付判定基準等が規定されておりますが、中でも数多い住民の中には十分な負担能力がありながら保険税を納入しないものもあることを耳にしております。義務を履行しないで権利のみを享受することは許されないし、決して許してはならないことであります。世に言う正直者がばかを見る町だけには絶対してはならないことです。

さきに申し上げた川南町国民健康保険条例の第7章罰則、第14条に税等の徴収を免れたものに対する過料の規定などがありますが、町長、第3点目の質問として滞納者に対する町の対応はどのようなものか、伺います。

続いて質問事項の二つ目、町政運営方針にありました「生きる力を育む人づくり、まち文化づくり」関連になりますが、地域と学校との連携であります。地域の特色を生かし、地域に密着したふるさと教育により川南を愛する子供を育てていかなければなりません。先日の町長の所信、そのとおり実現できれば何よりだと考えます。地域活動については、高齢者に対してはそれなりの配慮が施されていると感じますが、さて子供たちに対してはいかがでしょうか。

最後に、学校と地域との連携における学校の取り組み策につきまして、どのような具体策を計画されているのか、教育長に伺います。

以上、御回答方よろしく願いいたします。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時58分休憩

.....
午前11時08分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○町長(日高 昭彦君) それでは川上議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険税についての現状、どうすれば上がるのかということをお申しす前に、徴収率に関しましては22年度が先ほど議員も言われましたけれども90.43%、現状は1月時点で75%余りであると認識しております。では、その前にそういう背景が川南町においてなぜあるのかということをお話をさせていただきたいと思っております。

町民税につきましては軽自動車税、住民税、固定資産税というのがあります。これについては、軽自動車税については車検を受けられないとか足かせがありますので基本的にはほぼ徴収できます。住民税につきましては所得に応じた額でありますので、当然それも払っていただけるし、いろんな差し押さえ等の措置ができます。そして、固定資産税につきましても、それは資産に対する課税でありますから、当然それは換価できるものを持っている。差し押さえができるということ。そして、今問題であります国民健康保険税でございますが、これは所得があるなしにかかわらず、そういう被保険者がいる場合は世帯当たりの人数でいきますので高くなる。

御承知かと思いますが、県内で残念ながら川南町が一番高い。それはなぜかということになります。平成21年度から今の金額でさせていただいております。これは我が町の就業形態がひとつには原因があります。それは基幹産業が第一次産業であること。もう一つは社会保険に加入する必要がない小さな個人事業主が多いということ、いいかえれば働き盛りの若

い方たちが多い町であるということは言えると思います。

つまり川南町においては払う分は多いけど、恩恵を被る分については少ない。例えば山村部におきましてはもらう分は確かにいっぱいもらえるけど払う側の人が少ないということでそれは支出のほうは少ない。そういう保険税の仕組み自体が実はもう日本で限界に来ていると言われているのは事実であります。

ですから、それは県単位でもう少し広域的に考えなければ、この問題は基本的にもう限度に来ているというのは感じております。

実は保険税が高いワーストスリーが児湯郡であります。川南町、新富町、高鍋町であります。その町はそれぞれに負担する人たちが多くというふうに理解ができるところでございます。

何度も申しますがこれは税といいながら、相互扶助の精神でありますから、もっと分かりやすくいえば普通の保険の保険料だというふうに認識でとらえていただきたいと思っております。現在も広域でやっていただきたいという思いで、もうこれはほかの市町村と手をつないで国に対して、県に対して言っていくしかないと考えております。

では、アップするためにどうしているのか。本当にほかの税と多少意味が違って、実際現場の話、今、徴収員の話をお聞きすると、確かに払えるけど払わない人がいるかもしれません。ゼロとは言いませんが、現状は払いたいけど払えないという方がほとんどであります。ほかの税とは多少意味合いが違うのは御理解いただきたいと思っております。

滞納者に対してどうするのか。アップするためにどうするのか。打てる手はすべて打っております。給料預金すべての差し押さえ、それからインターネットによる公売、またそれとは多少違いますけれどもコンビニでも払えますよと、もう本当に打つ手を十分打っておりますが、残念ながら平成21年度料金を上げてから税の徴収率が90%代になっているのは事実であります。

職員一同、我々も後でまた似たような質問があるかもしれませんが、この税の徴収ということに対してはやはり町上げて、また、次のステージ、いろんな取り組みを来年度すべきであろうと考えております。

その体制もこれからとっていき、一元化という言葉も出てくるかと思いますが、できることはやはり我々もやるべきだとそういうふうに考えております。

滞納者に関しても税務相談、本当に来ていただいて、一つ一つ向き合って、やはり事情がその人その人で違いますので、もう税務課の職員は本当にいろんな形で夜になり、日曜になり、いろんな形で努力してもらっております。

以上です。

○教育長(木村 誠君) 川上議員の地域との連携における学校の取り組み策についての質問にお答えいたします。

少子高齢化や情報化など、今後一層の社会の変化が予測される中、本町においても地域社

会における人と人とのつながりの希薄化等が指摘されておりますとともに、青少年の健全育成など地域が一体となった取り組みの充実が求められています。具体的な方策としまして、大きく3項目上げて取り組んでいます。

まず初めに町民意識の醸成を図るために地域社会の連帯感を強め、明るく安全で住みよい地域づくりを進めていくためにもPTAなどと連携しながらあいさつ運動の推進を引き続き行っていきたいと考えます。

次に教育支援ネットワークの充実を構築するためにも1点目に企業等が積極的に学校、家庭、地域の教育活動に参画できる環境を整備し、地域ぐるみの教育支援の普及発展を目指していくことが重要と考えます。

2点目に地域全体で子供の教育活動を支えるため、地域住民等のボランティアによる支援活動、学校支援地域本部事業や放課後及び土曜、日曜日等において小学校の余裕教室を活用した居場所づくり、放課後子ども教室授業などの体制づくりを引き続き推進していきたいと考えます。

3点目に川南町青少年健全育成協議会と連携し、家庭や学校、地域において青少年を心身ともに健やかに育むための見守り活動や非行防止活動などの組織的な運動を推進することが不可欠だと考えます。

大きく三つ目に家庭や地域の教育力の向上を方策として上げています。

地域社会における人と人とのつながりの希薄化などを背景として、地域のあり方やその機能が変化するなど、地域の教育力の低下も指摘されています。そういった中で、保護者による家庭教育の自主性を尊重しつつ、学習機会の充実や社会教育関係団体等との連携強化を行っていきたいと考えます。

また、社会教育施設等で行われる講座の充実や社会教育関係団体等との連携強化による活力ある地域づくりを推進しながら、地域全体で学校を支える体制の構築を目指すことにより地域の教育力の向上を図りたいと考えます。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) 種々御回答いただきましてありがとうございます。

まず、国民健康保険税のほうで町長に伺いますけれども、先ほどから御回答いただきましたとおりのことかもしれません。県内では非常に難しいんだというようなことかも知れませんが、まず90%、ただ、よく見てみると税の中だけを見てみれば4分の1未済、未収になっていますよという話なんです。そこをまず前提として皆さんやっぱり御承知おきいただきたいなというふうに思うところです。

中には支払い能力があるのに払わない人もいるのかもしれないという話だったんですが、私も実は聞いた話ですので、私が実際に徴収に行ってその家庭なりを見て、懐ぐあいを見て、払ってもらえなかったということを経験しておりませんので、具体的なことは断言できないわけですが、そういう人がいるということも事実かというふうに思います。

後ほどまた質問で出てくるようではありますが、先ほど町長からも言われましたとおり軽自動車税あるいは住民税、そして固定資産税、この関係の話も出てくるかと思うんですが、しかしそれで未納額も多分あると思いますが、相当な額になるんじゃないかと、単純計算でも場合によっちゃ3億円ぐらいになるのかなというふうに思うところがございます。ここに電卓がありませんし、データもありませんから具体的な数字は申し上げにくいんですが3億円近いのかなというふうに思うところです。こういった状況を、これが滞納額なんです。状況はどうあれ滞納なんです。

このことを町長としてどのようにお考え、どのように認識されているのか、町民の考え、特に高額者、私も随分高いんですが、高額滞納額に対する町民の考えが納税に対する認識が薄くなっている部分もあるんじゃないかというふうに思うんですが、率直に町長がそのことに対してどのようにお思いか、伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございますが、一番私が我々が大事にすべきことは先ほど議員のほうも申されましたけれども、正直に頑張っている人がばかを見る、そういう世界だけはつくるべきではないと信じております。税に関しましてはどこの市町村も頭を抱えている問題かもしれませんが、それはそれとして川南町でできること、どこまで何をもってできるのかというのは来年度について一元化も含めた上でもう一度取り組むべき問題だと考えております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 過去のデータも先ほど私、平成20年度分を申し上げましたけれども、結局そのようなどこの自治体もそうなんでしょうけれども、そのような収納率で推移していると思っております。じゃあ、そういった中でどのような対策をとるかということなんですが、一つの情報によりますとといいますか、私も聞くところから聞きましたけれども、宮崎県の職員7名というふうに伺いましたけれども、平成23年7月1日から今年の1月31日までだったんでしょうか。7カ月間、税の納税徴収対策ということで併任人事交流を行ったということで、町長もこれ辞令交付公布されたかと思うんですが、その効果はいかほどだったんでしょうか。伺います。

○税務課長（永友 好典君） 川上議員の質問にお答えいたします。

この宮崎県職員の併任辞令の件ですが、今おっしゃるように7名の方を7月から1月末までの間併任人事ということで採用させていただいておりますが、この件につきましては国民健康保険税とは違いまして県民税の徴収が主なものでありまして、実際的には現状には当然、県も入りますので県民税の収納率については少なからずアップしているのが現状であります。

しかし、国民健康保険税にかわるというものではないということだけは御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員(川上 昇君) 結局、その併任人事交流ということはもともとの身分が県の職員ということがあって、自治体の川南町の例えば国民健康保険、先ほど町長は保険料と認識してくださいというようなお話だったんですが、あくまでも健康保険税というふうに呼んでおりますので、税金というとらえ方をした場合に県の職員を町の税の徴収業務にあたらせたらまずいと、それはさせられないということだったんでしょうか。伺います。

○税務課長(永友 好典君) 川上議員の質問に再度お答えいたします。

この併任辞令につきましてはやはり昨今、町県民税の滞納がふえてきておると。それもあわせて県のほうにも町の実情を知っていただきたいということで、やはり一緒になって徴収をしなければならないんじゃないかということで、ここ二、三年県の職員とともに徴収事務に当たっているところがございますが、国民健康保険税を徴収するというようなところまでは行っておりませんので御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議員(川上 昇君) 私は併任人事交流という話を聞いたときに、県の職員が川南に来て税金を徴収していくんだというふうに話を聞いたときに、それはいいと。我々川南町民、もちろん町の役場の皆さん方もほぼ川南町民ですが、川南町民が川南町民の税を徴収していくというのはそれは大変なことかというふうに思います。業務とはいえ非常にづらい部分もあるのかなというふうに思います。県の職員でしたら極端に言えば川南町に縁のない人でも川南町の町民に対しまして税の徴収が、少なくとも川南町民よりかはシビアにできていくんではないかなということ考えたときに、それは非常にいいなというふうに思いましたが、さまざま県と協議をしまして今後、川南町の国民健康保険税の徴収業務に当たっていただくというようなことは、今後そういった努力なり、検討なりはいかがなものでしょうか。町長そこはいかがでしょうか。

○税務課長(永友 好典君) 川上議員の質問に再度お答えいたしますが、この件につきましては国民健康保険税は主たる保険者が川南町ということでありますので、県の職員を川南町の税金という形になろうかと思えます。そこ辺についての徴収については県との協議もなされていないのが現状ではないかというふうに思っておりますので、ちょっとそこあたりについては、また、県と詰めながら国民健康保険税の徴収も可能なかどうか、話をするのが先じゃないかなというような気がいたします。

以上です。

○議員(川上 昇君) そこを検討する気持ちがあるかどうかということで私伺ったつもりだったんですが。ぜひ、現時点では無理かなあというような状況であっても今後、川南町になる、あるいは無理なことかなというようなことであってもだめで元々というような気持ちも含めて1回協議をしていただいて、事前に協議をしていただいてある意味、いい意味で前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、一方、例えば私先ほど申し上げましたが、この最下位の原因、最下位、最下位とい

う言葉は実は余り使わないほうがいいんでしょうが、収納率がなかなか上がらないということに対することで、税務課の徴収体制に問題がないのか。あるいは町全体で取り組まなきゃいけない問題かもしれません。場合によっちゃ町の職員で徴収業務に当たる、あるいは全員というわけにいかないとする場合には例えば町の課長さん方で当たるとか、方法はさまざまあろうかと思います。ここは頭を使う、知恵を出すということでさまざま今までも協議をされていき、いろんな手を打たれたこととは思うところですが、町の徴収対策の組織そのものについて、これまで検討されたことがあるんでしょうか。いかがでしょうか、伺います。

○町長(日高 昭彦君) 詳しいことを把握はしておりませんが、過去にもこの問題について対応したことがあると聞いておりますし、来年度やっばり行革のひとつの中の仕組みとしてこれはぜひ取り組むべき課題だと感じております。

以上です。

○議員(川上 昇君) 素朴な質問をしてみたいと思いますけれども、先ほど私未済額が2億2,000万円余りあるんだと、平成22年度の決算でそういうふうに申しあげましたけれども、例えばこの2億2,000万円の何がしかを使って町独自で徴収専門の正職員というわけにいかんでしょうけど、例えば嘱託ということになるんでしょうか。いわゆる表現もの凄く悪いんですが取り立て屋と言ったら表現悪過ぎますね。徴収員、町が委嘱した徴収員、例えば1年というわけにいかんでしょうから、3年なり5年ぐらいかけてそういった人たちを場合によっちゃ公募をして、雇って、幾らか2億2,000万円の幾らぐらにかかるとはわかりませんが、1,000万円、2,000万、3,000万円かかるかわかりませんが、単年度で2億2,000万というふうに見たときにそれぐらいの手だて、荒治療になりますか、そういったことができないものかというような気もしますが、その辺についていかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 現在におきまして嘱託の方が2名おります。こういう税の徴収に関しましては、専門的な知識も当然要りますし、資格も要りますので、ぜひ取り組むべきことだと思っております。もう一度繰り返しになりますけれども、国民健康保険税に関しまして差し押さえができない状況の人が数多くいるというのはもう一度つけ加えさせてください。

以上です。

○議員(川上 昇君) 先ほど川南町の役職員の名簿の話がありましたけれども、町の例規集にもありますが、川南町国民健康保険運営協議会規則というのがありますし、皆さん御存知のとおりこの運営協議会というのがありますけれども、第2条の任務のところ、協議会は国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、町長の諮問に応ずるとともに、必要があるときは町長に意見を述べるができる、というふうな規定がございます。これを町として頻繁にということにはならないでしょうけど活用するといいますか、活性化につないでいくということに対する考え方としてはいかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) その諮問機関であります、現在のところは重要な予算であると

か、新しい案件であるとか、予算が多いですかね。そういうときに現在は運営協議会をしております。今の御指摘のとおりやっぱりここに来年度に向かっていろんな形でできることはやっていくべきだと思っております。

○議員（川上 昇君） さまざまな方策を町の中、あるいはこういった諮問機関に協議を重ねながらさまざまなアイデアを出していくということが非常に重要なことではないかと。先ほど言いましたけれども、頭を使って知恵を出していかないとなかなか全国的にあるいは児湯郡が低いんだから、このままでいいというようなことではないということはもちろん言えますので、ひとつよろしくお願ひしたいなというふうに思うところであります。

それから、3番目に伺いましたけれども、町長が先ほどからなかなか税といえど取れない部分があるんだということで言われましたので、なかなか質問しづらいんですけども、滞納者に対する町の反応は、ということで、ひとつの何というんでしょうか、ペナルティーです。わかりやすくいえばペナルティーかなというふうに私は思っているんですが、そのようなことについてその執行をされているかどうか、あるいは執行する、その可否ですね。それについていかがなものか、伺います。

○税務課長（永友 好典君） 川上議員の質問に再度お答えいたします。

ペナルティー、滞納者に対する対応ということでございますが、23年度1月末で滞納処分等を実施しております。

これにつきましては、現在、国税の申告等が行われておりますけれども、国税申告等において還付金が生じた人がいらっしゃる場合がありますよね。その人たちが仮に町内で滞納されていることにつきましては、その還付金を充当する手続、そこ辺も含めまして国税還付金等の差し押さえ、それと預貯金、生命保険、給与、ほかに交付要求等があるんですが、1月末現在で調査を28件行いまして差し押さえを21件。全体では調査が42件です。失礼しました。差し押さえを29件行っております。それで29件中でお金充当がされたのが金額が多いんですけど、464万9,511円ということで滞納処分としては徴収している状況でございます。その他、いろいろまだ預貯金なり銀行等に行って直接銀行に行きまして通帳残高を確認の上、現場で行くんですけども、もう実際、一足違いで引き出されておったという事例が私になりまして2件ほど目の当たりにしているのが現状であります。

以上です。

○議員（川上 昇君） とらえようによっちゃ血のにじむような努力をされているかな、というふうな解釈もできるかなあというふうには私も認識するところではありますが、川南町国民健康保険条例によりますと、冒頭で申し上げましたけど、第14条に、偽りその他不正の行為により保険税一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を逃れたものに対し、その徴収を逃れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処することができるというようなところがありますので、非常に大変かなとは思いますが、そういった規定もございましてひとつよろしくお願ひしたいなというふうに申し上げたいというふうに思います。

ただ、情状により町長が定めるというのがありますから、結構その辺の運用も多いのかなという気がするところですが。ただ、一方では、今のが徴収の話でありまして、この冒頭でも申し上げましたけど、健康保険税の滞納世帯対策事務処理要綱というのがあるんですけども、要するに保険料、保険税を払わなければ保険給付はもちろんしませんよという、保険証も使わせませんよ、使ったらだめですよというようなことも起きてくるんじゃないかと思いますが、その辺の実態についてはいかがでしょうか、お伺いします。

○税務課長(永友 好典君) 川上議員の質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃるように滞納世帯の対策事務処理要綱に基づきまして、滞納者については保険証あたりが交付されていないのが実情かなというふうに思っておりますが、その中で滞納者につきましては税務相談あるいは分納制度の活用をお願いしながらそれで納入を確認の上、短期的被保険者証を交付しているのが現状であります。

以上です。

○議員(川上 昇君) それこそ大変な仕事かなあと。税務課の仕事は何かにつけて大変だなというふうに認識はしているんですが、これも仕事だということで割り切っていただいてシビアにやっていただきたいなというふうに思うところでございます。

それから、関連ということになるかと思うんですが、町長の先日の町政運営方針、所信なんですけれども。「健康でいきいきと暮らせる町づくり」国民健康保険税の徴収に対してどうこうと言っておきながら、一方ではできるだけその保険料を使わないということが申し上げたいなというふうに思うんですけれども。町としましては、自らの健康は自ら守るという一人一人の取り組みが、健康寿命を延ばし、結果的に医療、介護の社会保障制度の健全に寄与することから、これまで以上に健診、訪問指導、健康教室などの充実に努めてまいりますという文言がございまして。

例えば、高齢者が日々病院に行っているという方も中にはいらっしゃるのかなと思います。何人か同じ病院に行って、あ、今日はだれだれが来たらんがなしてやろうかいと、悪いっちゃねというような笑い話になるぐらい病院に行かれている高齢の方もいらっしゃるのかなと、みんながみんなじゃないですよ。そういう方も中にはいらっしゃるのかという気もしますが、できる限り高齢の方々が病院に行かないような方策で対応できないものかなんて常々考えておりますけれども。

例えばJ A尾鈴なんですけれども、生き生き塾というのを週に1回ですか、やられております。800円を出して送り迎えつきで場所がAコープの2階なんですけれども、途中で買い物もできるというようなことで週1回デイサービスというんですか、デイケア。やっておるんですが、そこに今30名ほど来られているらしいんですが、中には役場のほうからといますか、行政から農協でそういうのをやっているからそこに行ってみたらというふうな話もあったようです。もちろんそこに行けば、当然病院に行くわけではありません。みんなと会っていろんな話をしたり、いろんなゲームをしたりして1日が過ごせるわけです。そういった

のが、それはJ Aの話なんです。町内幾つかあるんじゃないか。分館でもやっておりますけれども。そういったのがあるんじゃないかと思います。

そういったところに対する、そういった事業といいますか、そういった活動に対する支援あたりについては、これは通告はしていなかったんですが、よろしかったらいかがお考えかお聞かせ願いたいなど。町長、お願いします。

○町長(日高 昭彦君) 健康で生き生きと暮らせる町づくりということの中のやはり今、高齢者の方々がどんな状況にあるか。一番いいのはやはり自ら出て行って活動すること、人としゃべること、ということは、避けたい部分は家から出ないで何もしないでじっとしておく。そして病院に行くという形かと思っておりますが、御指摘言われたとおり、病院に行くひまがない。何度も言いますが、そういうぐらいの意味合いでいろんな活動をされている。畑をするとか、グラウンドゴルフに行くとか、そういうことは町としては当然取り組むべきことであるし、最終的にはそういう方々が月2万でも3万でも経済的に喜べる、ちょっと物が売れるとか、それは尾鈴村とかいう意味も含めてですが、そんな小さな仕組みはこれから考えれば、知恵を出せばできると認識しております。

以上です。

○議員(川上 昇君) 町として何がしかの支援はできないかというふうに伺ったつもりですが、その部分についてはいかがでしょうか。

○議長(山下 壽君) 川上さん、通告がしてないのでその追加はちょっとやめてください。

○議員(川上 昇君) 失礼しました。結構です。

私が言いたいことは、先ほど言いましたように、保険税がどうこうということもあるわけですが、一方では町長の所信にありましたので、その辺についていかがお考えかなというふうに聞いたところ。大変失礼しました。

それでは、続きまして、大きい項目の二つ目なんです。先ほど教育長から御回答をいただきましたけれども、非常に立派な文言で御回答いただきましてありがとうございます。具体的方策は、と私言ったつもりだったんですが、一般論で御回答いただいたかなあというふうに思うところです。

例えば、それが広域的、町全体のことなのか、あるいは学校単位なのか、具体的にはどのようにお考えか、あるいはそれぞれ町内には24分館がありまして、学校ごとに三つないし四つぐらいの分館があります。そちらのほうとの例えば連携ですとか、先ほど話がありましたような青少年健全育成あるいはPTA、それから親子会というものもありますが、そちらとの連携について学校側としてどのようなことを考えていらっしゃるのか、その辺を伺いたいと思います。

○教育長(木村 誠君) 川上議員の御質問にお答えします。

私は地域の方々に学校の応援団になっていただくということが大事だと思っております。そ

うするためにはまず、1点目、学校からの発信、やっぱり学校だより等を地域を通して各家庭に回覧等をしていただく。学校の様子を知っていただくということが大事だというふうに思っています。

そして、もう一つは地域の行事に非常に忙しいんですが、子供たちは部活動があります、スポーツ少年団活動があります。忙しいんですけども地域の活動に参加をさせる。そして、その地域の活動に教職員もそれぞれ地区担がおると思うんですけども、やっぱり積極的に出かけていく。そうすることでやはり地域の方々に学校あるいは子供たち、教職員を知っていただいて応援団になっていただく。非常にこれは私自身、今まで勤務してきまして、大事なことだと思いますし、一つは平成の初期に地区生徒会というのを私たち自身が切っていった経緯があるんです。要らんと。しかし、今、逆にそういう地区生徒会等の復活をしながらやっぱり地域とのつながりを例えば地区の生徒会長が分館長さんのところに行っているいろいろ何かありませんか、連携することはありませんかと、そういうことも含めてそういう連携の仕方があるんじゃないかなというように考えております。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) 実は私16分館に住んでおります。分館内に東小学校があるんですけども、地元には学校があるというのは非常に私喜びを感じております。とにかく家の前を毎朝、毎夕方、通学しております。それを見るとほっとします。声もかけておはようとか、おかえりとか言っているところなんです、子供たちは言うに及びませんが、将来の町の宝であります。困難な川南町、先行き困難かなと思うんですが、その川南町を背負って立つ子供たちではないかというふうに思っているところです。

一方で、同じ時期に生活する我々大人のほうはどのように子供たちにかかわっていくのか。地域から見たときにはそういうふうに思うんですが、できる限り分館活動、それぞれ分館活動されていると思うんですが、それと学校、子供たちとさまざまなイベントを通じて交わることができたら、さまざまな伝承も含めて活動をともしていくと非常にいいんじゃないか。ふるさと教育という言葉が町政運営方針にありましたが、まさにそのとおりにかなと思うところではあります。

P T Aですとか、青少年健全育成、それから学校に評議員会というのがあるんじゃないかと思うんですが、こちらは大いに活用していただければいいかなというふうに思うところです。

実は12月の一般質問で校長住宅が住まれてないということを一般質問で申し上げましたけれども、私がここで一番言いたいのは、それぞれの学校の校長先生がどのように地域と子供たち、子供たちはほっといても学校の校長ですからほっといてもいいかなと、ある意味そういうふうに思うんですが、その校長を教育長として、その校長先生方をどのように、いわゆるその地域との連携に活動いただくか。そこのところを何か具体的にお考えですか。

○教育長(木村 誠君) 川上議員の質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、やはり校長なり教頭が学校だよりをつくりましますけれども、

それはやはり各地域にきちっと各家庭に配給して読んでいただく形、学校が今何をしているか、どういう状況なのか、子供たちは。それが一番大事だと思いますし、やはり校長が行くのが一番いいんでしょうけれども、地域の活動に、いろんな行事に。やっぱり顔を出して、ああ、校長きちよるがという形をやっぱりつくりたいと思いますけれども。どうしても校長行けんときには教頭に行ってもらうとか、あるいはもう、何か所かでやっているときには地区の担当の教職員が出向くとか、そういうやっぱり教職員の顔が見えるような形のものをぜひつくってほしいなというように思っているところです。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) かつては校長先生も非常に地域の中に溶け込んでいただいた記憶があります。地域の集まりには必ず学校の校長先生が来られまして、それこそ随分夜遅くまで酒なんぞのみ交わした記憶も私、ついこの間あるんですけれども。最近はやっとそういうのが希薄になったかなという気がしたものですからそのように申し上げさせていただきました。

いずれにしてもやっぱりちょうど始点になるのはやっぱり学校長だと思いますので、大事な子供たちを育成する教育現場の長であり、あるいはまた地域との連携を図る大事なかなめでございますので、その辺をひとつ教育長のほうからも、また新たな手法を織りまぜながら、ぜひ学校長にその辺の御苦勞をお願いしたらというふうに申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山下 壽君) ここで健康福祉課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 先ほどの米山議員の一般質疑の中で御質問に対しまして保健センターに従事する保健師の数が何名かということで、私町全体の保有する保健師ということで10名というお答えをしたところなんですけれども、センターの中における職員については8名ということでございます。おわびして訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、林光政君に発言を許します。

○議員(林 光政君) 質問事項、末端行政組織について。質問の要旨、末端行政への取り組みは現行のままでよいのか。再編に向けての今後の取り組みへのお考えをお尋ねいたします。

私は町の経費削減のひとつになればと考え、この質問をいたします。

質問の趣旨を申しますと、各課における役務費すなわち通信運搬費についてでございます。

末端行政云々ということは、過去にもいろいろな件で引退された先輩議員、またせんだつては米山議員も質問をなさっておられます。いろいろな事情で、いろいろな理由で振興班を出ておられる方、私も身近にその人たちの気持ちがわかっているつもりです。また、転入時に最初から振興班に入っておられない方、いわゆる振興班未加入の方々が今日では非常に多くおられると思うことです。この未加入の方々への行政からの連絡手段は、通信運搬費すなわち郵便扱いが100%に近いのじゃないかと私は思うのでございますが、町長はこの点どう思っておられるのかお尋ねします。これが1点です。

1年前の平成23年4月1日の住民基本台帳によりますと、川南町の戸数6,631戸、加入戸数4,432戸、66.83%、未加入戸数2,199戸、33.16%になっているようです。郵便扱いが多くなれば数での割引もあるかとは思いますが、例えば毎月郵送した場合、1通75円とみて、75円掛けるさきの未加入者の戸数の方で計算しますと2,199戸、16万4,925円、約16万5,000円。この75円の金額で16万4,925円に年間を通じた計算をしますと、12カ月を掛けますと197万9,100円、約198万円の計算になります。この計算が正しいと思いますが、もし間違っていたら訂正をいたします。

正しいというところで話を進めていきますと、各課からの年間の郵便代は相当な金額になると思います。

人はよく目に見えない金額、目に見えない経費といいますが、私はこれは明らかに目に見える金額、目に見える経費と思います。未加入の方々がいま一度考え直しをしていただければゼロ円になる金額ですが、町長はどう思っておられますか、お聞かせください。これが2点目です。

私は現在20区、中番野地振興班の仲間に入れていただいております。昨年1戸、加入してくださいました。それで申します。1戸でも2戸でも町全体では10戸でも20戸でも振興班に入っていただき、目に見える経費の削減につなげて行こうではありませんか。

私は分館長をさせていただいたときからの考えの一つなんですが、未加入の方々への呼びかけの一つとして、現在24区ありますので、さきの未加入者の方々の戸数で2,199戸割る24は91.6戸、約92戸となります。一つの区に92戸ある計算になります。一つの班に10戸余りとして、例えば私のおります20区であったならば20区のA班、B班、C班、ずーっといって10班余りつくって、それぞれ班長を決める。そうすることによってひとり暮らしの家庭にも目が行き届き、いろいろな事件事故の防止にもつながると思います。経費の削減、そして人とのつながりもできてくると私は思います。

この方たちの会合の場は町公民館、または公民館別館などを使用していただくことはできると考えます。これはあくまでも浅学な私の頭が考えたことでもありますので、町長、職員の方々にはまだまだよい考えを持っておられると思います。前知事の言葉であります、本当

に「どげんかせんといかん」ですよ。町長はそうは思われませんか。町長一言お聞かせください。これが3点目です。

この問題もなかなか手のひらを返すようには行かないと思いますが、一緒になって汗を流そうではありませんか。経費の削減は川南町民みんなにかかることですので真剣に考えていただきたい問題の一つとっております。

ここで一言お断りをしておきます。役務費については加入者への通信費も含まれておると思いますが、本日の私の質問はあくまでも振興班未加入の方々への通信費のことですので、誤解なきようお願いをします。

町長、3点ほどのお答えをお願いいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの林議員の質問にお答えいたします。

まず、お答えをさせていただく前に振興班ということ、川南町の持っている地域性ということをまず少しお話させていただきたいと思っております。

私の知る限りにおきまして地域を振興班という形でまとめているのは、多分日本中、川南だけだと思っております。これには長いやっばり歴史があると信じておりますし、通常の地区というのは従来人が住んでいる地形ですとか、そういうひとつのまとまりでずっと発展したのが集落になっていると思っております。

ただ、川南において御存知のとおり入植者、そういう形があるときに同じ集落、ある地区から来た。もしくは親族で来た、そういう人々のつながりで班という形をとらせてもらった経緯があります。そして、振興班の未加入の問題に関してもそういう末端行政も含めましても、もう50年来その話が続けておきまして、いまだ解決策は持っていないのは事実であります。だからほっておく気はございませんし、もう少し言わせていただければこれが川南の歴史であるし、もう少しいえば文化だと思っております。

確かに未加入者、これは人に属する集落という単位でありますので、飛び地を認めたとか、最初の集落としては随分まとまりがあったと思うんですが、その次の代、孫の代になるにつけてやはり現代の流れも一緒に加味して少しずつ違う方向に動いたのは事実だと思っております。それももう一度含めまして川南に新しいスタイルの、日本にはないような地域のつながりをつくる可能性があると思っております。

それをまず申し上げさせていただいて、質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、通信費に関してのことですが、振興班の方たちにとっては振興班を通して回覧板という形で回していただいております。では入っていない方にはどうしているかと、以前は各個人に郵送した時もありました。でも、御指摘のとおりそれは明らかに経費の無駄ではないかという御指摘があったからだろうと思っておりますが、現在においてはどうしても個人に出すしかない、すべての人に出しています保健の健康診断の受診票、申し込み票であるとか、選挙投票用紙、そういうことに関しては、今でもそれは加入している方たちも含めて個

人に送っておりますが、それ以外の回覧等は今はJA0でありますとか、コンビニでありますとか、あと役場に置いておくということで個人あてについては現在は送っておりません。

ですから経費のほうは、議員が御指摘よりもかなり少ない額になっているかと思っております。

あと、じゃあこの問題を未加入という問題をどうするのかということですが、実は昨日も区長、分館長がありましたし、毎月ございます。そのときを通しまして来年度の予算の中にもう一回地域を見直そうと、地域のことは地域で考えよう。この契機になったのは残念ながらと申しますか、東北の震災があって、やはり地域がないと公的な、例えば役場の職員であるとか、警察であるとか、消防であるとか、そういう人々がそういう方々を助けに行くのには間に合わないと、米山議員からもありましたけど、やはりもう一度、我々が持っていた大切な地域のよさを見つめなおすべきであろうという形で、24年度から取り組みたいということで予算のほうにも上げさせていただいております。

じゃ、どうするのか。50年もできないことが明日、明後日できるかと、それはできないと思いますが、これにはこれからずっと毎月、毎月、区長、分館長ごとにその話を、話題を出させていただきます。いい例があればこういうところはこういうことがあったということ参考をまた次の展開に生かさせていただきます。

わかりやすく言うならば、周辺部、例えばうちの地区に例えれば、特にそんなに未加入という問題が浮上している現状ではありませんが、やはり開拓で来られた人たち、または町場の人たちにとっては、現状としてどこにも属さない人が多いのは事実であります。

しかし今度、要援護支援者台帳というのもできました。やはり区を24に分けている以上、未加入者であっても町民であるはずでありますし、その人たちは区に存在するという認識のもとで、そこで新しい活動をもう一度我々も一緒になって考えたいと思います。振興班という形だけにこだわるとやはり財産を持っている地区もありますし、すぐすぐできないかもしれませんが、振興班じゃないけど、この住宅は住宅で何かまとまってほしい。この団地はまとまってほしい。それが急にできないなら折衷案として振興班にはまだ入ってないけど地区の行事には参加する。それはイベントとか、祭りとか、そういう意味、スポーツを通してでもいいですけど、確実に前に進む方向を見ながら、50年かかった歴史をどのくらいで、もう一回戻せるかどうかわかりませんが、毎月そういう話し合いを持つという。そして、24年度におきましては、そういう担当もつくるという思いで当初予算にも上げさせてもらっているところがございます。

もう一度繰り返しますが、川南に新しいスタイルの地域というのができる可能性があるとは私は信じています。

以上です。

○議員(林 光政君) 町長の言葉で私も今何か先が見えてくるのではないかなと思ったところでもあります。

ぜひ、大変厳しい手の平を返すような、すぐすぐできる問題ではないと思いますけれども。未加入の方々はそれなりの気持ちも持っておられると思います。全世帯がやっぱり一致、横のつながりを大事にして、いろいろ行政側からも説得してわかっていただく、そういう指導も私は大事じゃないかなと思いますので、大変時間ももうないかとは思いますが、長い目で全世帯がこれは気持ちで一応ゼロになるということは、私は信じたんです。人の気持ちはわからんといいますが、わかっているように説得したり、恐らくわかっているけれどもやむなく出ておられる方も私の身近にもいらっしゃいます。親しい方もいらっしゃいますよ。だけれども、やっぱり気持ちがわかる、知っておりますので、なかなかちょっとかわいそうに私も思うんです。そういうことの積み重ねといいますか、やっぱり理解しあいながら町の経費削減ということを前面にお話ししながらわかっていただくような指導というか、をやりたいと思います。

私はちょっと余談と聞こえるかと思いますが、関連した言葉になると思いますので理解をしていただいております。お聞きいただきたいと思っております。

私はさきの大戦を知っております。傍聴のかたもきょうはたくさん来ていらっしゃいました。私の先輩もまた見えておられますけれども。私は当時国民学校1年生でした。戦後のあの物のない時代を向こう3軒両隣、お互いが他人同士が手を取り合い、助け合った時代を身をもって知っております。私より年配の方もいらっしゃいますので、私より知らないところは十分知っておられると思います。

今、川南町振興班未加入者の増加を聞くときに、私は何か寂しいというより当時を知っている私としましては悲しさを覚えてなりません。きずなという言葉が叫ばれています。私の古い漢和辞典によりますと「絆」の意味は「断つにしのびないむすびつき」とあります。くわ一本、かま一丁、そして危険をもちえりみず釣り針とテグスで魚を釣り上げてきた漁師、先人たちが身を粉にしてつくり上げてきたこの川南を町民一人一人が「絆」、すなわち断つにしのびない結びつきでますます発展させて行こうではありませんか。未加入の方々のお叱りを覚悟でこの質問をいたしました。お願いをしておきます。町長。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(山下 壽君) 次に、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員(徳弘 美津子君) 通告書に基づき質問いたします。前登壇者とかぶることがございますがお許しください。

まず、各課における滞納者への徴収方法についてですが、昨年9月定例議会で可決された平成22年度決算認定では各税金や保険税、保育料などの不納欠損、収入未済額が出ておりました。町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税をあわせた町税の不納欠損額は1,352万円となり、国民健康保険税の不納欠損額は1,741万円です。3,000万円もの徴収不納になります。

また、収入未済額では町税が合計1億5,058万円、国民健康保険税2億1,505万円、介護保

険料1,310万円、保育料773万円、水道料金1,030万円、すべて右肩上がり増加しております。しかし、住宅使用料については平成18年度の127万円から平成22年度は15万円と回収率は大幅に上がっております。税金や国保税、住宅使用料、保育料、これらは前年度所得や資産、家族数などにより算定され、かつ平等に課税されているはずですが、

そこで伺いますが、各課で持つ税金や保険税、住宅使用料、保育料などの滞納者への徴収業務はだれがどのような方法でされているか、伺います。

次に、23年度終了までに実質回収不能な額についてですが、これらの債権は消滅時効が定まっております。町税に関しては5年、介護保険に関しては2年となっておりますが、23年度が終了する時点での収入未済額が時効となる回収不可能な額をどれぐらいと認識されているか、伺います。

次に、徴収業務の一元化ですが、先ほどの税金や使用料などの滞納者は1人で2件以上の滞納がある場合でも、それぞれの課で、それぞれの徴収員が徴収に行くわけです。22年度末での2カ所以上の所管の滞納している滞納者の把握ができていますでしょうか。

滞納者への情報を一元化することにより、滞納者への窓口が一本化でき、滞納者にとっては複数の所管からの督促に対応する必要がなくなるとともに、計画的に納付できる可能性が高まります。町にとっては催告や調査、強制執行などの業務重複を回避することも可能です。千葉県の船橋市や我孫子市などの全国でも徴収業務の一元化に取り組む自治体がありますが、川南町としてその取り組みが可能か、伺います。

次に、川南に住みたいと思える町づくりについてですが、平成23年12月現在の町営住宅の入居希望者は58件、そのうち町外からは14件となっております。入居状況では457世帯が入居されております。その中では所得や経過年数で同じ住宅でも家賃にひらきが出ております。特に3階建て住宅の築年数が浅い住宅ではその差が顕著であります。同じ住宅で2万200円から6万4,400円と3倍の差となります。入居年数が長くなると所得も上がり、必然と家賃も上がってくると思いますが、ほかの住宅でも最低家賃と最高家賃で2、3倍の住宅使用料の家賃を払っております。本来なら民間のアパートに住むなり家を建てる経済力がある方がいらっしゃると思いますが、町として所得超過者への方たちの対応を考えることも重要と考えますが、どのように取り組んでいるか、伺います。

次に、住宅の民設公営ですが、全国でも住宅の民設公営に取り組む自治体があります。民設とは企業や資産のある個人が住宅を建設する。公営とは民設の住宅を役場が借り上げ、それを町営住宅として町民に貸すということですが、このような民設公営の考え方を町長はどのように考えられるか、伺います。

次に、働く世代を応援する子育て支援ですが、労働経済白書のデータに基づくと、女性はアルバイトの多い若年層から25歳から34歳になると正社員となる比率が高まりますが、35歳から49歳にはまた平均以上に非正規雇用比率が高まってしまいます。これは結婚、出産で退職した女性が再度就業する場合に不安定な雇用とならざるを得ない状況を示しております。

その中で働く場のある女性に対しては、少しでもその子育て環境をつくっていくことが現在の課題です。働きながら子育てができる環境の整備では保育所がその担い手となっております。延長保育や日曜保育ができる認可保育所がふえていくことで数年前より整備されておりますが、一番必要な病児保育、病後児保育が今必要とされています。児湯郡ではまだ整備されておられません。病児保育に関しては病院が併設されたところが行っていることが多いようですが、病後児保育に関しては保育所での整備が可能です。今後、三つの公立保育所が統合されて民間委託される認可保育所が計画されております。この保育所に病後児保育が可能か、お伺いいたします。

また、それができない場合は行政支援策の考えがあるかを伺います。

それから、土曜保育ですが、認可保育所では土曜保育も通常保育になっているところがふえております。川南は農業の町であるはずが、公立保育所が真っ先に就労支援をしていってほしいものと考えております。しかし、いまだに翌月の土曜保育依頼の申請を前月の20日までに出さないと土曜日の午後からは出せません。保育士の確保の問題もありますが、私立保育所で対応できて、なぜ、公立保育所でできないのか。今後の考え方を伺います。

子育ては本人と配偶者の頑張りが50%としたときに、残りの50%を祖父母であったり地域、会社そして行政で支援していく環境をつくらないと、あともう一人の子供をつくる、産み育てようということにはならないのです。少子化対策が何であるのか、だれも答えは出せないと思いますが、病後児保育がその担い手になるとは思いませんが、側面では究極の支援とも言われております。さまざまな側面のできる範囲のことをやっていかないと子供の声が聞こえない町がふえ、日本が潰れてしまいます。

以上、よろしくお伺いいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの徳弘議員の質問にお答えいたします。

まず、税の徴収の関係のこと、あと住宅関係、そして保育関係のこと三つだったと理解しておりますが。

税に関しましては川上議員からの御質問があったとおり、効率的に税を集めることができるのかできないのか、今、欠損する金額が幾らなのか。本当に問題は幾つでも出てきますが、まず第一に御理解いただきたいのが税によっては種類によってやはり基本的には一緒にできないものがあるというのは事実であります。しかしながら、それをやっぱり一元化する。なるだけ効率のいい、一つの税についてそれぞれの課がばらばらに行くんじゃなくて、そういう情報を共有して、もっと効率よく、言いかえれば、もっと住民に接していく形で税金を回収するという方法はとれないかということに関しましては、我々としても非常に大切な問題だととらえておりまして、これも行革の中で先ほども答えましたけど、24年度の事業の中でこれはぜひ検討したい課題だと思っております。

他の自治体でそういうことを取り組んでおられるところも実際ございます。資格だとか難しいことを並べてもなかなか進みませんので、まずはやるしかないと思っております。

もう一度繰り返しますが、国民健康保険税、これだけに関してはなかなか非常に事情が違ふところがあるのは事実であります。先ほどもありましたけど、実は川南は医療費は少ないのに、県でも一番下クラスなのに、なぜ保険税が高いのかと、いつも素直に質問をされる場合があります。それは先ほど言いました就業の人口の構成、そしてそれを支払う仕組みの問題でありまして、国民健康保険税の非常に現実的な制度としての限界を感じているところがございますので、これは県と国とそういう大きなスパンでもう一度、常に声を出しながら取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

税のことの詳しいことは後ほどまた質問をいただいたときにお答えしたいと思っておりますが、一元化についてはすべてじゃないけどできることはあると思っておりますので、これから取り組もうと考えております。

住宅の問題についてでございますが、高い所得がある人がそういう町営住宅等に入っている場合はどうするのか。規定で行きますと月額31万3,000円を超える方は退去していただくと、現実的には1世帯だけありますが、今年の3月までには退去していただく予定になっております。

そして、その家賃の収入超過者という扱いにしておりますが、15万8,000円から31万3,000円の方々については退去命令は出せませんが、できたら退去してくださいという指導をさせていただいております。その件数が33件でありまして、所得の問題でありますから、それなりに所得が上がった場合にはそうなりますよというのを事前に通告させていただいておりますので、可能なら早めにそういう民間のところに行っていただきたい。そうすれば、今待っている人が入れるという条件はまたそろってくるかと思っております。

あと、民設公営の考え方、民間の住居をこういう町が借り上げて町営住居として使えないかということでございます。例えば今回の震災でありますとか、非常に土地が高い、そういう都市部におきましては、初期投資が非常に安くて済むという利点はあるかと思っております。ただ、もう一つ欠点として上げられますのが、じゃあ修繕の費用はどうするのか。そのある期間、たいがい20年ぐらいを一定の期間として借り上げているようでございますが、その期間が終了したときの方策はどうするのか。入居者に対することはどうするのか。空き家になった場合はだれが負担するのかということ等の問題もあります。川南町におきましては26市町村のうちそういう町営の住宅の整備は常時整備できているというほうにランクされておりますので、現在のところ、公設の住宅、民設公営、そういう考えのところは現在としては考えておりません。

民間ベース、いろいろ考えておりますが、やはり町内にもそういう業者がいるのは事実でありますので、できるならば町営も含めて民間の方々にもいろんな形で元気を出してほしい。民間も活用していただきたいという思いを持っております。

あと保育関係についてでございますが、病後児保育、病気の子供たちを見ること、先ほど議員の指摘もございましたとおり、児湯郡内にはないと、そういう国の事業を受けてのこと

はない。自主的にやっているのが本町におきましては自己自身でやっているのが十文字であります。じゃ、それを町営ではできないのか。できないという理由はないと思いますが、まず、それには条件整備が必要であります。病気の子供さんでありますので、看護師が必要であるとか、細かい規定まで私も把握しておりませんが、これはやはり今後、川南に若い世代が残っていただきたい。子供たちを元気に育てたいという思いから、できるものは即やりたいという考えは持っております。現状のところでは民間のほうが先にやっていただいております。

公立保育所の土曜保育についてでございますが、実は土曜保育という定めは現在もございません。言葉だけが一人歩きしたのかはわかりませんが、土曜日自体も通常の保育としての位置づけがなされているところでございます。

でも、過去の例からして、土曜日の午後は子供さんが減る、そういう状況もあわせて事前に言われたとおり、希望を取っていついつは保育を希望されるんですかと、そういう事前のアンケートを取っていたというのも事実であります。現在もそういうふうに職員の勤務体制ということもありますが、そういうことをさせていただいているのが現状であると認識しております。けど、やはり農家の皆さんとか、仕事の都合で突然今日お願いしたいと、それはあくまでも普通の感覚でございますので、そういうことに対しては当然対応していくべきだろうと考えております。

以上です。

○議員(徳弘 美津子君) 私は最初、徴収方法でだれがどのような方法でされているかということの質問がありましたが、各課においての徴収方法をそれぞれお教え願えますか。町民税関係、これ税務課、介護保険、保育料、住宅使用料、水道料金、これらの徴収方法。だれがどのように徴収をしているかをお尋ねします。

○税務課長(永友 好典君) 徳弘議員の質問にお答えいたします。

税務課につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、ということでその町税について徴収をしておりますけれども、今係長以下3名、それと嘱託員2名の6名体制で日夜を問わず頑張っております。当然、嘱託員につきましては、何も権限が持っておりませんので滞納者宅への通知、連絡、それとちょっとした徴収金については嘱託員に預けていただいて徴収をする。職員についても要望があれば出向いて徴収をしておる。それと、庁舎内におきましては、月2回の夜間納税相談、それと随時納税相談を受けながら徴収をしているのが現状であります。

以上です。

○上下水道課長(新倉 好雄君) 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

上下水道課におきましては上水道料金と公共下水道使用料及び漁業集落排水施設の使用料を取り扱っております。すべて上水道料金の納入通知書に合計して毎月徴収を行っております。

最初の通知書の発行後、2カ月を経過しても納入が確認できない場合に督促処理を行っております。その後1カ月を経過してもなお納入が確認できない場合は催促処理を行っております。それでも納入が確認できない場合はやむを得ず給水の停止という処理を行っております。一度給水の停止をしますと料金の納入が確認できないと再開ができないということになっております。以上の内容のことはすべて職員のほうで行っております。

以上でございます。

○建設課長(村井 俊文君) 徳弘議員の御質問にお答えします。

建設課の使用料の徴収でございますが、納付により係長と担当のほうが行っております。滞納すると1カ月滞納を繰り返すようなら連帯保証人に文書通知をやっていきます。2カ月滞納で連帯保証人を訪問し、文書で通知。3カ月滞納で1回目の配達証明により明け渡し請求を行います。明け渡し請求でも入金がないときは納付誓約書の記入、3カ月滞納を繰り返すようなら2回目の明け渡し請求、3回目になりますともう明け渡しが確定をいたします。これで退去ということになりますが、どうしても出られない人、退去されない人は弁護士等を使って法的手段で退去をお願いしているところでございます。

以上です。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 健康福祉課関係の徴収方法でございます。

介護保険料につきましては、滞納者につきましては督促文書の担当職員、また、係長によって督促文書の発送、電話等での督促をいたします。それから、徴収員を1名雇っております、これは個別に訪問にて徴収を行っております。

また、保育料につきましては各保育所園や自宅に督促文書の発送、その後、健康福祉課窓口に来ていただいて担当により納付指導を実施しております。本年度よりは特に納付誓約書を聴取して、誓約履行の適正管理をしておるところでございます、履行状況悪化の場合は電話で催促するなどをしていて収納率の向上を図っていったところでございます。

なお、今年、去年と子ども手当支給がありますので、この時期にあわせまして特別来庁させて納付指導の徹底をしておるところでございます。

以上でございます。

○議員(徳弘 美津子君) 保育料に関してちょっと、これは私も感想としてまたあれですけど、保育料が。いろいろ各税金はわかりました。保育料に関してひとつ例を上げますと、平成18年度が132万円、平成19年度が238万円、平成20年度が362万円、平成21年度512万円、平成22年度に773万円と5年で5.8倍に伸びております。この増加になった要因というものが、課の中で把握できていれば課長、よろしく願いいたします。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 今の徳弘議員の質問で平成22年度の決算で倍にふえているということのお答えだと思えますけれども、これにつきましてはその年度前に母子関係の保育料について減免ということで解釈しておって支給を減額しておったところなんですけれども、県の指摘を受けまして母子でも家族で生活されておる方につきましては、当然、保険

料の納付の義務があるということで指導がございまして、その分は回収すべきであるということをご指導されましたので、その部分が百数十万追加して各御家庭のほうへ追加請求をしているようでございます。その分が年度末に行っていますので、その分が増加している傾向にあるということで認識しております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 理由としては22年度は家族世帯を合算した形であるということなので、所得が基本的にふえていったということにとらえ方でふえたということでしょうが。保育所が民営化になっておりますよね、だんだん。民営化になっていくことによって徴収方法に対して強い姿勢で臨んでいるのか。例えば、各保育所の所長がどこまで認識しているのか、保育所を通じた督促をしているのかを伺いたします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 民営化になって、ちょっと以前のことはわかっておりませんが、この保育料の滞納者が多いということも私も担当になりまして実感しております。これにつきましては、各園のほうにも面会するときにもそういう親御さんに特にお話をするようにというふうに要望をしていますし、保育会等でもそのような現状の話をしております。これだけ保育料の滞納者がふえておりますという話を、これは保育所の所長さんを含め、保育士さんとの集まりの中でもお話を、滞納を抑制するようにお願いします。直接的な園の職員からの督促等は一応しておりません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 認可保育所になって特に延滞がふえているわけではないということのとらえ方でよろしいでしょうか。

ちなみに認可保育所と公立保育所の延滞というのは、各保育所ごとにきちんと出ていらっしゃいますでしょうか。どれぐらい、逆にいえば比率としてどれぐらいあるのかがおわかりになればお教えてください。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 申しわけございません。そのデータは今取得しておりません。

○議員（徳弘 美津子君） あれだけコンピューター化されて、いろいろな情報とか、集約をしていかないと各保育所で一体どれぐらいの延滞があるのかというのをきちんとやっつけていかないと、逆にいえば昔のように紙媒体で見ていたほうのほうがきちんと把握できていたのではないかと。前任者か前前任者かわかりませんが、コンピューターをすることによってうまくその把握ができていないのではないかと。これは考えられませんか。あまりにも単純に所得の掛け方が違うという以上に、あまりにも保育料が上がっております。

だから、認可保育所にとって認可保育所になったからということで収納率が下がっているのかなと思ったんですけれども、そうではないのなら、きちんと公立保育所と認可保育所と各保育所の延滞者の把握をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 数字につきましては後ほど、また、わかり次第報告した

と思いますけど、基本的には認可保育所といいますか、民営化したがために滞納者がふえたということではないことは御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議員(徳弘 美津子君) もう2年になりますか、私立の幼稚園が閉鎖になりました。もちろん園児数の減ったということもありますが、やはりこういうところは保育料が入らないともう本当に経営の中には厳しいものがあります。そういうこともあります。認可保育所になったから、公立保育所だからって、認可保育所はきちんと措置としてふられていくわけですが、結局役場が窓口の中で保育料として滞納で残っていくわけですが、各保育所にやはり手渡しでちゃんとこういう延滞だよというのが、先生たちがきちんと親と顔を見て請求ができる体制を整えていないと思います。

今、聞いている中では、なかなか。でないとなんかふうにふえていくことはないと思います。まして、子ども手当が今出ている状態の中では、過去5年間分をきちんとやっぱり払っていただくように督促はきちんとやっていかないと、いきなり4月の異動で任された職員としてはこんなに残った状態で、さあどうやってする。もちろん監査も請求します。こんな保育料が延滞でどうするのか。平等に保育を受ける義務がある子供たちには関係はありませんが、だから保証人が建てられないとも聞きました。しかし、担当課のやり方ひとつで回収が高まるんじゃないか。こげついたものを回収していくことは大変だと思います。

やはり各保育所にきちんとしたものを見せて、これでこれだけ延滞になっていますということはやっていただきたいと思います。多分やられていないと思いますよ。いかがでしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 督促状については各保育所に手渡しでお願いをしている状況でございます。

以上です。

○議員(徳弘 美津子君) 保育料はきちんと払っていただくように、また今後指導をよろしく願いいたします。

介護保険ですが、この中で1,030万とございますが、介護保険の時効2年ですが、今年、不納欠損として落とす金額がどれくらいかと思込んでいらっしゃいますでしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 今の徳弘議員の御質問にお答えいたします。

平成21年度の以前の調定分が対象となりますけれども、額にして933万程度だというふうに理解しております。

以上です。

○議員(徳弘 美津子君) 今年度不納欠損が933万でいいんですか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) はい、そのように解釈しております。

○議員(徳弘 美津子君) さきの22年度の決算認定の中の報告書の中にずっとゼロで推移しております。平成15年から22年度まで不納欠損はずっとゼロでした。そして、21年度で98

万円、22年度では4万9,000円、いきなり900万、これはなかなか承知できるものではございませんが、どのような経緯でこのようになったのかをお尋ねいたします。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの徳弘議員の御質問でございますけれども、以前の蓄積がこのような額になったということで、これには解釈として2年で不納欠損を迎えるということについての理解が職員にも徹底してなかったように思われます。

その結果、蓄積した額がこのような額になってきているというように解釈しております。以上です。

○議員(徳弘 美津子君) 町長、いかがですか。職員の徹底がなされていないのでいきなり10倍に跳ね上がるこの不納欠損を考えたときにはどのようにお考えでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 過去のいきさつは確かに把握しておりませんでしたし、最近聞いた話ですけど。やはりそういうのは真摯に受けとめて何が悪かったのか、なぜこうなったのか、そこは今後考えていくべきだと思っております。

○議員(徳弘 美津子君) その時の担当者の対応ひとつによって不納欠損になってしまうという、これはやっぱり職員の質の問題であったりとか、やはり職員が採用するときには税務なり、そういうものを勉強させてどの課に行っても、今聞くだけでも何課ありましたか。六つの課に徴収がかかっております。今、ちょっとざっと計算しただけですけども。これだけのものをあちこちで徴収業務が行われているわけです。これはやはり、今後、今からの職員の質の上げ方によってはどの課に行ってもそういう徴収業務については皆さんがやっぱりよくわかっていただくような、そういう職員体制をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。町長。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘のとおりだと思っておりますので、すぐ明日からというわけにはいかないかもしれませんが、やはり職員とともに我々が仕事をしているわけですから、そういうことに関しては前向きに、当然行うべきものだと思っております。

○議員(徳弘 美津子君) 時間がありませんから、これまでいきませんが。払える能力のある人については強制執行、払えない人には減免措置、これを両方でやりながら不納欠損が1円でも少なくなるようにやっていただきたいと思います。

その中で一元化を申しましたが、今まですべてのこと、いろんな課の課長さんが自分の課の状況を話しております。これを一元化することによって専門職をきちんとしたものを入れ、徴収員をきちんと専門職をある程度、先ほど川上議員が言いましたけれども、ある程度の報酬を払ってでもそれなりに強く臨める徴収員を採用する。それぐらいをやっていないと、今度の予算で介護保険が100円ほど上がるようになっておりますが承知できません。

介護保険料が1,000万近くも不納になるような体制をしていた。今の課長さんたちの中でそのときの担当者があるかどうかわかりませんが、やはりこれは株式会社川南だったら、もうそれは責任問題です。それぐらいきちんと能力を上げていただきたいと思います。

それから、病後児保育に移ります。病後児保育は十文字がやられているということでしたけれども、具体的なことをお教えてください。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの御質問でございますけれども、国の特定保育サービス事業ということで、認可された事業であれば国のある程度の補助を得て事業ができるということでございますけれども、それに満たない事業所について、実際やっておられるというのは施設の整備があつて、看護師等が配備されているという、そういう制限がございますけれども、ちゃんとした施設を持ったところでちゃんとした機能を果たして、最低10名以上という形が認可された形での病後児保育というふうに解釈しております。それに満たないところにつきましては、自主事業ということでやっておられるというふうに解釈しております。これにつきましては、施設等が完備されなければ看護婦さんがおられて病後児に対して対応していただいているという現状だというふうに解釈しております。

以上です。

○議員(徳弘 美津子君) 今度、野田原保育所、山本等の三つの統廃合がありますが、この中の募集要綱の中で病後児保育というものを事業として取り組むことは言われていないでしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの徳弘議員の御質問でございますけれども、明確にただいま業者、そういう法人さんの選定をしている段階で非常に詳細なお答えはできませんけれども、意見書の質問の中にこの病後児保育所についてどう考えるかという質問をしておるところでございます。

以上です。

○議員(徳弘 美津子君) それでは、その事業をやっていただくという条件ではないということだと思います。病後児保育所は予算が国からの予算とございますが、病後児保育所の対応型というのは679万円年間支払われます。これは定員4名以上ということで看護師が1人、で保育士がいるわけですが、こういう措置費の中でやっていくことになっております。もちろんその中には施設の整備もございます。

これは一つの案なんです、野田原保育所の統廃合がありますが、あれが山本校区に一応そちらにつくっていただくという条件の中で、施設の有効活用の中では野田原保育所を活用することで新たな例えばNPO法人なり、そういう取り組みをしていただく団体を探して、そこに取り組んでいただくという方策もあるんじゃないかなと思っております。

ちょっと調べましたけれども、これは正規の雇用ではなくてもいいということがちょっとありますので、そこあたりの詳しいことはわかりませんが、今、見守りでさまざまな団体が子育て支援をやっております。私の入っている団体もそうですが、参観日託児であったりとか、一時預かりであったりとか、そういうものに取り組んでいる団体が多数あります。その中で子育てのお手伝いをしたいという奇特なというか、本当にやってみたいという人も実際いらっしゃるんです。自分が孫を抱えていて、本当にこの病後児保育が必要だと言われてく

れたおばあちゃんがいらっしゃいました。あなたが言っていたよね、これ本当必要だと、どうしても私たちが見てあげられないときにそういうのがあったらいいですよってことでお話を受けています。逆にいえば、サポートシステムではございませんが、見守る側と見守られる側が登録制度にしてやり方、その中にやっぱり病後児保育という施設を取り入れてやっていく。児湯郡になれば、児湯郡に初めての取り組みとしてやっていけるのではないかと思います。

町長も子育て終わっておりますが、次孫ができるかもしれません。皆さん、この課長さんたち、議員さんもそうですが、その中でやはりこれは究極の子育て支援だと言われております。なかなか難しく設立ができないのは予算であったりとか、例えば対応型であった場合には年間何人以上というのがありますので、そこに満たないときの予算がふられないとか、そういうものがございます。そういうときに町が予算措置をしてあげて、安心してそういう保育施設、そういう病後児保育ができる、そのようなことを取り組んでいただくことも新しい川南をつくっていく上ではいいのではないのでしょうか。町長、どう思われますでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 子供たちのために、若い世代のために我々がやるべきこと、本当に大事なことだと思っております。いつも現実の話をして申し訳ないんですが、川南町があと2年間、ここを踏ん張ればという思いは十分ありますので、やる気持ちはあるのだけはわかかってほしいということによろしいのでしょうか。気持ちはありますが、現実的にじゃあするかというのは、そこはまた検討をして考えるということを答弁とさせていただきます。

○議員(徳弘 美津子君) 679万円です。高いと考えるのか安いと考えるのかわかりませんが、これで働く親が安心して仕事に行くことができる。これ一つの例ですけど、新しい会社に面接に行くときに、まず、小さい子供さんを持っているお母さんが聞かれることは、病気の時はどうされますか。おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃる方は母がいますということと言えるんですが、まったくいない方は答えが出ないんですね。そこで雇用が決まるんです。宮崎でははっきりその事例があります。その病後児のところはそれを登録して行ってください。面接にちゃんと行ってください。どんな体制でも仕事ができるというものを、環境をつくっていかないと本当に今、二馬力でないと厳しい状態です。

さっきの税金ではありませんが、税金ばかり払っていて収入がないと。収入を少しでも1円でも10万でも上げるために奔走する。その中で679万円が高いか安いかわかりませんが、ぜひこれは前向きに検討していただいて、できましたらそういうファミリーサポートシステムによってみんなで見守る人を探して施設として野田原保育所の活用であったりとか、そういうものをぜひやっていただきたいと思っております。

土曜保育ですが、これは通常土曜保育という言葉がちょっと悪いということですがけれども、登録をしなくても頼めますよということによかったんですかね。急な場合でも対応しますよということは今、町長が言われましたけど、それは大丈夫でしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの徳弘議員の御質問でございますけれども、先

ほど町長が答弁したとおり、現在の体制としては職員数が大幅に減少するという事で、人員の把握をしてその体制をつくるということで実施しているところでございます。御意見につきましては、持ち帰りまして所長会等で前向きな検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ぜひ4月、年度途中でもいいですので、いつでも月曜から土曜までいつでも子供が預けられる状況が公立保育所でも確立していただきたいと思えます。

今やっている段階では今の公立保育所の対応を見ていると、何で土曜日預けないかんのという感じで言われるそうです。それは保育士の質にもよると思えますが、それひとつ言われる保護者が今、ぴりぴりしております。結局、今、公立保育所の云々、昔東保育所ができるころに保育所を考える会とか、保護者が立ち上がって公立から民間になることに対してすごくアレルギーを出しました。結果、東保育所が民間になりました。今、十文字、東があることによって、非常に保育の環境がよくなったことで、今保護者の中では公立保育所は別にいいよねって、いう話も出てきます。それでいいのか。

もしかして、もう全部公立保育所を廃止したいという思いがあるのなら、わざわざそうやってなんというか、評判を落とすというか、わざわざその保育を環境整備しないことによって保護者の公立はもう臨機応変きかんからもういいわ、というふうになっているんじゃないかなと思っております。これぜひ、まだ、公立保育所がまだ五つあります。これからどうなるかわかりません。あとの議員もまた、公立保育所に対して質問されておりますが、ぜひ必要とされる公立保育所をつくっていただきたい。必要とされる保育士をつくっていただきたい。必要とされる職員、必要とされる私たち。どういうところで自分たちが頑張れるかわかりませんが、こういうことをやっぱり一つ一つやっていって新しい川南をつくっていただきたいと思えます。

これは町長が今からのことですけれども。これ質問ではありませんけれども、これからの川南を売り込むためにはスポーツランド構想もあるでしょう。音楽祭もあります。軽トラ市でもそうですが、町外から大勢の人が来ます。これからの人の交流があるチャンスを生かすために川南の取り組みをPRしていくことも重要であると思えます。商工会、観光協会、役場、そして町民を巻き込んでチーム川南でスクラムを組んでいただきたいと思えます。

先ほどの徴収業務の一元化や、民設公営の住宅政策や子育て環境の整備などのように県内には余り例がないことに職員の皆様も知恵を出してチャレンジしていただく。それらを通して川南に住みたいと思っていただく方法に取り組んでいただきたいと思えます。1職員、1アイデアで300余りの提案が集まったそうですが、その報告を聞ける日が1日も早く来ることを願っております。

私たちもそれぞれの得意分野でアンテナを立てて、川南のPR部隊として一致団結して最小の予算で最大の効果を上げるように日々努力していくことも大事じゃないかと考えて質問

を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時05分休憩

午後2時15分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に内藤逸子君に発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 第1点の子供の医療費無料化について伺います。

子供の医療費を無料化・軽減する取り組みが全国に広がっています。

子供医療費無料化を求める取り組みは1961年岩手県の沢内村(現西和賀町)の「ゼロ歳児医療無料化」に始まり、68年新日本婦人の会が全国に運動を呼びかけたことで急速に広がっていきました。現在では所得制限、一部負担金、給付方法など改善すべき課題はたくさんありますが、すべての都道府県でそれぞれ独自の助成制度が行われております。市町村においては15歳、あるいは18歳まで無料としている自治体もあります。

日本共産党は住民の皆さんと力を合わせ、努力を重ねて先行して広がった自治体の独自制度を国の制度として創設し、それを共通のものとして自治体の独自制度のさらなる前進を目指して頑張っています。また、国会においては1971年以来乳児医療無料化を国の制度として実施するようにと繰り返し要求し続けているところです。

現在、子供の医療費に対する国の助成制度はありません。

川南町では小学校就学前までの入院・通院共に300円の自己負担がありますが、子供の医療助成事業が行われております。

子供の医療費助成は子育て最中の家庭にとってはお金のことを心配しないで安心して医療を受けられるのです。12月議会では時間の関係で要望にとどまりましたので、川南町として子育て世帯の経済的負担の軽減と子供の福祉の向上を図り、時代を担う子供たちが健やかに育つための子育て支援策を推進する立場から、この助成対象を小学校卒業までに拡大する考えはないのかお伺いします。

第2点は、学校給食の調理現場の直営復活についてです。

学校給食調理業務の企業委託についてはこれまで何度か質問してきましたが、今回は町長、教育長が変わられましたのでその問題点について質問いたします。

学校給食の業務委託問題については平成18年3月集中改革プランの中で提示され、平成19年3月関係予算の議決を経て8月実施となったものです。行革プラン発表後、日本共産党の前議員が本町の給食事業の歴史的経過を教訓に町直営の堅持を要求してきました。それらの議論を踏まえて今回も質問いたします。

第1に、業務の専門性、持続性です。

管理運営の町職員、県の栄養士を除き調理を担当するのはすべて企業職員、本町との委託契約は初年度は大新東ヒューマンサービス社が同一条件で契約更新をしてきました。平成22年8月以降は単年度契約を改め、3カ年契約に変更し平成25年8月まで文化コーポレーションと委託契約をしています。今後もこのようなことをいつまで続けるのでしょうか。

第2に、偽装請負問題です。

学校給食調理業務の委託は町の施設設備の使用契約と公務の栄養士のつくった献立に沿って町が食材を購入し、調理を企業の職員が担うというものです。食事の献立、食材の調達、調理作業は本来一体のもので、相互の連携や日常の指導や協議は欠かせないものです。これは職業安定法の注文主の指揮命令の禁止、労働者派遣事業と請負事業の区分基準に触れるおそれがあります。

偽装請負が懸念される道ではなく、町の指導体制のもとに調理技能の向上と継承、今日の食問題に果敢に取り組める職員の自主性、そのためには調理場のどの部門でも直接雇用が欠かせないのではないのでしょうか。町長、教育長の見解を求めます。

第3に、米飯給食や地産地消型への取り組みの対応です。

学校給食が戦後の食糧事情のもとで外国小麦によるパン食普及の場にされ、日本人の食嗜好、食文化に大きな影響をもたらしました。また、共同調理場方式のもとで大量一括仕入れ、冷凍食品依存も増大しています。今日、輸入食糧の安全性、食品の偽装問題など効率優先がもたらす状況にどう歯どめをかけるか。こうした極めて憂うべき食問題をどうただし、少なくとも児童生徒の食事一週間にわずか5食の給食をパン給食冷凍食品依存型から地産地消型の追求です。

今世界の穀物市場は異常に高騰し、小麦価格もパンの価格も大幅値上げです。そんなパン食依存をやめて完全米飯、地産地消はまず主食はお米からの立場をこれまで問うてきたときに、教育長は完全米飯給食の時期にきているとお答えになっています。この間どのように検討されてきたのか伺います。

第3点は、保育制度改変のもと町立保育所統廃合計画の見直しについてです。

本庁は行政改革を名目に町立保育所の民営化を進め、既に十文字、東保育所を町内外の福祉法人に移譲しています。さらに山本、記念館、野田原保育所をすべて廃止して民設民営による統合施設に委ねる計画です。

今日民営化にとどまらず保育の市場化、営利化を図る子育て新システムの取りまとめが行われ、本国会に関連法案が提出されようとしています。先の集中改革プランが行政のスリム化を図り、主として自治体の人件費削減が目的でした。それが一変して保育を市場原理に委ね、自治体の実施義務をなくし民間事業者への利益提供を図る転換です。新システムに対する町長の認識についてまず伺います。

次に、山本、記念館、野田原保育所の存在の意義と今後保育制度改変の下でどんな役割を担うかです。

山本校区をはじめ、川南小学校区の北部や西部のそれぞれ恵まれた町有地に山本41人、記念館44人、野田原77人の地域の乳幼児を中心に保育され、地域住民の安心と町政への信頼の場になっています。制度改変のもとで町の独自の対応を図る場として重要な役割を担うのではないのでしょうか。

次に、3カ所の町立保育所を廃止し、民間事業者の行う保育所を山本小学校内に設置する問題です。

昨年12月議会一般質問でも指摘しましたが、統合施設の設置場所がなぜ山本小学校校庭なのか。予定箇所が学校や地域にとってどんな場所なのかを問いました。山本小敷地内の予定場所は教室棟と運動場の中間に位置し、学校環境や生徒の自主活動の大切な教育空間です。運動場の野球バックネットにまで及ぶ位置に120人定数の施設の設置、さらには遊戯の場として運動場の一部専用が想定されます。

学校の教育環境の面でも保育の安全の面でも容認できません。今日保育制度の改変による保育市場化、営利化が懸念される時、小学校敷地の特定事業者への提供を許してはならないと考えます。町長の見解をお聞きします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。

質問の内容は大きく分けて3つということで、子供医療費の助成制度のこと、学校給食に関すること、最後に保育所のことということで、順次、一部教育長の分もありますので、そこはまた後程、教育長の方をお願いいたします。

まず、子供の医療費のことですが、御指摘のとおり市町村によっては美郷町を含めて宮崎市もですが完全無料化を図っておるところはございます。それは十分承知いたしていただいております。

本町におきましても一律300円までは負担いただくと。県が指示しております最低負担額よりも若干少ない額でさせていただいております。現在のところでも残りの額は県と市町村が半分ずつ負担するというので、現在においても2,600万円程度かとは思いますが、町のほうが負担していると。そしてそれを完全無料化にするということは本当に子供たち、そういう子供たちを育てる意味において大事な要素だというのは重々承知しておりますが、新たにまた2,800万円ぐらいの資金が要するというので、何度も繰り返しで申しわけありませんけれど、ここ一、二年のこのうちの状況を考えて、今の助成が精一杯であると。これからプラスは非常に困難な状態であるということを、また前回と同じような形で答弁させていただきたいと思っております。

それから、学校給食のことですが、学校給食につきましては直営という意味においてはまだそのことは守っておると。民営化ではなく調理業務を民間に委託するというので我々としては考えております。

平成19年の8月から調理業務を民間に委託するという形でスタートさせていただいております。その間にいろんな方々からのお話を聞く限りにおきましては、そういう質の問題であ

るとか、料理、給食、いろんなことを含めまして問題が生じているとは私のほうにはまだ聞いておりません。設置者はあくまでも町であり、実施主体が教育委員会と。我々が責任を放棄しているということではないと考えております。

子育て、あと2つは教育長のほうにあとで答弁をお願いしますが、新しい子育て新システムについてということで今国会ということですが、まだ内容も決まっておりませんし、どうなるかという先行きも不透明な状態でありますので、これも12月の議会で答弁させていただきましたけれども、私の認識するところにおきましては今度の新しいシステムの目的といいますのは、対象とされていますのが10万人以上の規模の自治体、そして保育所に、幼稚園に行きたいけれど行けない待機児童の対策のための新しいシステムだと伺っております。保育所、幼稚園を一本化してこども園という形で、いろんな形で取り組むというふうには聞いておりますが、詳細については判断しかねるところでございます。

あと、保育所民営化ということでやってきております。今年度、野田原のことに関しましては今計画をつくり来年度その選定をするということになっております。今まで議会も含めて地元の方々含めていろんなところで説明をさせていただきながら、意見を聞かせていただいております。それに関しては先ほど徳弘議員からの質問の中にも重なっている部分があるかもしれませんが、民間でしようが、公立でしようが大事なのは子供たちをどうやって健やかに育てていくか。川南の宝としてどうやって将来をその子供たちにつなげていくかだと思っておりますし、今、私の知る限りこれからの方針といたしましては、特に民間だからいけないとかそういうことは認識はしておりませんし、今入ってくる言葉はやっぱり民間の方の工夫、いろんな努力をほめる言葉、認める言葉のほうが多いようにも聞いております。我々公立保育所を運営する側としましては公立でないといけない、公立じゃないとできない業務、できない仕組み、そういうのは当然これからも探していくべきだと考えております。行革の中で人件費の削減も十分しているところでもあります。保育所の保母さんたちが数が減ったのも事実でありますし、現在も一般職員への任用替えも含めまして、いろんな形でトータルとして行政として今取り組まさせていただいているところでございます。

保育所が営利化されているんじゃないかということではございますが、営利を目的としてはいけないと。そういう社会法人への移譲を考えて、そこは行政の責任を放棄することではないと信じながら現在も進めております。

山本小学校校区内ということについてもありますが、新しい仕組みの中で保育所と小学校が一緒になる。いろんな切り口がありますのですべてが100点であることはあり得ないと思いますが、選択するにあたって、なぜじゃあ学校の敷地内でいいのか。それは新しい川南の姿であろう、小学校とそういう園児が一緒ができる。小学生から見ると自分たちの兄弟の面倒を見る機会でのつながりを見る。そして小さな子供たちにとっては上の子たちと一緒にあって早くからそういう集団行動、団体活動、そういうことを身につける機会があるんでないかと。やはりそういう側の視点に立って今後とも進めてまいりたいと感じ

ております。

以上です。

○教育長(木村 誠君) 内藤議員の質問にお答えします。

町と栄養士の指導を図るほど偽装請負になるのではないのかとのお尋ねでございます。

調理業務委託仕様書では栄養教諭等が作成した献立表及び調理業務指示書に従うこととなっております。仕様書による指示は実質的には請負業者の責任及び調理員の労働に対する指揮監督となり、労働省告示第37号に抵触するのではないかと御質問だと思いますが、御指摘のように適正請負の基準が労働省告示第37号の区分基準であり、この区分基準によりますと請負の要件を満たすためには労務管理上の独立性と事業経営上の独立性が必要とされております。仕様書では栄養教諭等が作成した献立を指示書に従い調理することとしております。献立の調理に当たっては栄養教諭等が業者が雇用した栄養士、または調理師の免許を有する労働者の中から選任された業務責任者と指示書に基づいて打ち合わせ等の連絡調整を行い、その打ち合わせに基づいて業務責任者が業務従事者を直接指揮監督し調理を行うものであり、労務管理上の独立性は満たしていると考えます。また、学校給食の理念に従い学校給食調理員もそのことをしっかりと理解し、毎日の調理業務を行っております。調理業務に従事するための一定の基準や町内在住者等を優先的に採用することなどを明示し、一定の資質を確保しております。また、調理業務者に対し町が要請した研修会への参加や定期的に安全衛生及び調理技術向上のための研修等を実施しております。

こういったことで自己の業務として給食調理を行うことになり、自己独自の推考性があり、単なる肉体的な労働力の提携ではないので事業経営上の独立性は満たしていることになり、労働省告示第37号に抵触するものではないと考えております。

次に、完全米飯給食の取り組みについてお答えいたします。

さまざまな分野においてご飯が大変大事であるということは十分に承知していますが、学校給食で米飯を4食から5食にすることは別問題と受けてとめています。教育委員会指導で5日間を全部米飯にするということにしましても、そういった意向を学校給食共同調理場運営協議会または学校給食会理事会等に諮問をして協議すべきだと考えます。しかし、昨年の学校給食共同調理場運営協議会におきまして和洋のバランスということで協議がなされましたが、やはりパンも必要であるとの意見がほとんどでした。また、以前に実施したアンケートによりますと週5日の米飯給食の要望は極めて少なかったようでございます。

私自身、多様な食を提供することは学校給食に必要なこととの認識を持っています。

以上のことから、状況を見極めながら委員会指導ではなく、各協議会や保護者等の意見も参考にしながら必要とあれば考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○町長(日高 昭彦君) 申しわけありません。先ほどの私の答弁で不適切な表現がありましたので一部訂正させていただきます。子育て新システムについて、私が10万人規模と申し

ました。これはすみません、私のイメージであって、目安でありまして、これは規定がそう書いてあるものではありません。私のイメージでございます。訂正させていただきます。

○議員（内藤 逸子君） 第1点の子供の医療費無料化についてです。

子供が急病のとき、お金の心配なしに医者にとびこめる制度があつてこそ、安心して利用でき町政への信頼も増します。

政府、厚生労働省は子供の医療費の窓口無料化（現物給付方式）を実施する自治体に対し、その自治体が運営する国保の国庫負担を減額するというペナルティーを科しています。都道府県や市町村が窓口負担を独自に減免すれば、通常より受診がふえ不必要な給付費の増大がおこるとというのが政府の主張です。厚生労働省は窓口無料制度を実施している自治体ごとの給付費の波及増の分には国庫負担を行わないという形で国の拠出額を削減しています。

ペナルティーの対象は子供の医療費だけではありません。障害者、高齢者、ひとり親家庭への医療費助成などをあわせ、自治体の被保険者の1%を超える現物給付がされれば減額対象となります。

国に対してペナルティーの廃止を要求すると共に、宮崎県も市町村の積極的な取り組みを支援し、制度拡充のために役割を発揮するよう要望すべきと思いますが、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、詳しい数字についてはのちほど担当課長に補足説明させますが、議員のおっしゃる、やはり子供に対する医療費のこと、十分重要的なことだというのは認識しております。先ほどの国民健康保険税のこともありますけれど、やはり大事なことは十分わかっておりますが、そしてじゃあ我々ができる手段は何かと。子供に対する一律300円の負担がゼロ円であればより望ましいというのはわかっております。それが安いじゃないかという気はございませんが、精一杯の我々の努力が現在においては300円だということ考えているところでございます。

あと、いろんな今質問がありましたけれど、ここで即答ができませんので、補足があれば担当課長お願いいたします。

○町民課長（黒木 秀一君） 内藤議員の御質問にお答えします。

医療費に対してのペナルティーという質問でしたけれど、ちょっと大変申しわけありませんが、私のほうではちょっと把握していませんので、あとで報告したいと思います。よろしくお願いします。

○議員（内藤 逸子君） 民主党政府は社会保障と税の一体改革の名で医療・年金・介護・福祉制度の改悪をやりながら消費税を2倍にするという、今までにない大改悪を検討、計画しています。その社会保障改悪のメニューの中には子供は2割、現役世代は3割、高齢者は1割から3割という現行の窓口負担に上乗せして定額負担を強いるなど、さらなる負担増の計画も盛り込まれています。

子供たちの命と健康を守り、子育て世帯を応援する自治体はふえてきています。安心して子供を育てられる環境づくりを進めてほしいと思います。

小学校卒業まで延長したとき、町負担はどの程度ふえますか。

現行のゼロ歳児から小学校就学前までの県の2分の1負担により平成23年度町負担の見込みは1,547万円としています。小学校卒業まで件数が同等なら2,664万円です。町が先行して実施して県の助成制度を小学校卒業まで延長できたら平成23年度の負担水準ですむのではないですか。本町の積極的な取り組みを求めます。十分重要と思うけれどできないと言われても、要望することは十分できるのではないですか。考えていただけないでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えします。

いろんな形で要望というのは当然我々も行政の一人して地域を預かる者として声を出し続けていくことは、これからも続けていくべきだと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 第2点の学校給食の調理現場の直営復活についてです。

食の外部化、多様化が進展し、生活環境の変化、多忙化などから朝食をとらない家族がいます。個食など食習慣の乱れから、子供の生活習慣病や肥満が見られ、栄養バランスの偏りなどが心身の発達に影響を与えているなど大きな社会問題となり、食の教育が重要視されるに至っています。

2005年の食育基本法の制定を経て2008年の学校給食法の改正によって学校給食実施基準(第8条)、学校給食衛生基準(第9条)が新たに定められました。学校設置者がこの基準に照らして適切な実施に努めるよう規定しています。

その実施基準の施行について2009年4月1日の通知には、魅力あるおいしい給食となるよう調理技術の向上に努めることとしてあり、学校栄養管理職員の仕事は調理員と一体であることが強調されています。また、衛生管理基準では校長などは基準に照らし適正を欠く場合は直ちに所要の措置を講ずると規定しています。

学校給食が教育の一貫であり、よりよい給食には学校と調理部門の一体制は欠かせないことを示しています。教育長、町長、いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) 私の答えられる部分の答えをして、あとは教育長のほうにお願いしたいと思っております。

学校給食が学校教育の一環であるというのはもう十分承知しておりますし、食育の重要性も認識させていただいているところでございます。

冒頭にありました直営の復活という言葉でございますが、我々としては、直営はいまだに保持していると、堅持しているという判断でございます。何度も申し上げますが調理業務を民間に委託していると。これは民営化ではないと。それは設置者が町であり、町長であり、我々は責任を持って指導すると。そして実施主体が教育員会であるということを申し添えて、あとは教育長にお願いします。

○教育長(木村 誠君) 内藤議員に質問にお答えいたします。

学校給食は安全、安心、安価ということがひとつ上げられますけれども、先ほど御指摘がありましたように、いろんな今食に関する問題点がございます。先ほどありましたように朝

食欠食、個食ですね。個食もいろいろありますが、一人で食べる。一人だけ別のものを食べる。いろいろありますけれども、そういう中でやっぱり学校給食一食だけでもバランスのとれた食事というのは非常に大事な点だと思いますし、朝食欠食をしている子供にとっては本当に体の面にとっても非常に重要なものだというふうに認識しております。

御指摘のように質の低下という点に関しまして今町長が話しましたように、私も学校給食の質の低下が業務委託によってなされているとは思いません。それは維持されているというふうに思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 学校給食は教育の一環であり、食材の確保や調理方法は細心の注意が払われなくてはなりません。食材の確保は請け負業者任せにしないで自治体が直接発注し、自治体が整備した施設、器具を使い、調理に当たっては栄養士の献立により調理する。本来当たり前のことです。

しかし、これがさっき言われた労働省告示37号に抵触して偽装請負という違法行為に陥るとこれまでも指摘してきました。栄養士が調理員と一緒に食材に向き合い、よりよい食事をつくるのは偽装請負となり、逆に調理現場から遠ざかれば安心安全が心配されます。

この矛盾をなくすには直営に戻すしかないと問うてきました。今日の食を取り巻く状況の下では一層重要な課題ではないでしょうか。

教育の一環としてすべての子供たちの健やかな発達を公的に保障する極めて重要なものです。労働局によれば、調理場、設備、備品、機械類は町のもので、学校栄養職員が献立をつくり、食材を購入し、その指示のもとに民間業者の調理員が調理する。この指示命令の行為に偽装請負の疑いがあり、この調理員は実態として派遣労働にあたるのではないかという見解です。町長いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) 先ほども答弁させていただきました。重なるかもしれませんが、食材に関しまして地産地消を求めるのは当然であり、我々としても十分に組み合わせていただいていると認識しているところでございます。

発注に関しても自治体が、栄養士が献立をつくり発注しているという認識をしているところでございます。

あとは教育長お願いします。

○教育長(木村 誠君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

もうこれは御存じのことだと思いますけれども、献立作成については、これは委託はできません。これはもう栄養教諭等学校職員が献立をつくらなくちゃいけない。そして食材の発注も栄養教諭等が行っております。

ですから研修から外部委託ということですから、その研修からきちっと先ほども申しましたように仕様書に基づいて責任者と連絡調整を行いながら何かあったら責任者から栄養教諭等に報告をするという形をとっておりますので、抵触するものとは考えておりません。

○議員(内藤 逸子君) 日本共産党の宮本衆議院議員が学校給食の民間委託に伴う偽装請負について文部科学委員会で取り上げました。

発注者が業務の作業工程に関して、作業の順序、方法などの指示を行ったり、あるいは労働者の配置、労働者一人ひとりへの仕事の割付などを行えば偽装請負になる。口頭でも文書でも同じだというのが厚生労働省の解釈であることを確認しています。

おいしくて安全な給食にしようと発注者が、個々具体のことを現場で指示すればするほど調理業務の委託が偽装請負という違法状態に近づいていくとの答弁なんです。

3年間の契約が切れる機会に十分検討する必要があると思いますが、いかがですか。

○教育長(木村 誠君) 質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、栄養教諭等と委託業者の責任者との間で、これできるわけですよ。それをしないと、仕様書に基づいてそういう連絡調整をやっているわけですから、もうすべてお任せということではないと思います。ですからやっぱり責任者とはできると考えていますので、それを全部調理場の中で栄養教諭等がはい、こうなさい、ああしなさいということじゃなくて、やはりその仕様書に基づいて、あるいは献立に基づいて導線、だれがどう動くというのは向こう側が、業務委託受託者のほうで考えることであって、それきちっとできていると私は考えております。

○議員(内藤 逸子君) この37号をですね、もう一回読んでいただきたいと思います。見解の違いといわれればそれまでですけど、やっぱり丸々丸投げであれば問題ではないんです。仕様書でやることも違反なんです。その見解の違いといえはそうなのかもしれませんけれど、もう一度これを読んでいただきたいと思います。

だめですか、読んでいただけないでしょうか。答弁を求めます。

○教育長(木村 誠君) では再度確認をしまして、改善すべきところは改善をしていきたいと思っております。

○議員(内藤 逸子君) じゃあお願いしておいて、次に移ります。

保育制度の改変と町立保育所の廃止、民間事業者への学校敷地提供についてです。

まず、保育制度改変についてです。

新システムは一つは幼稚園・保育所の垣根を取り払い、幼児教育と保育を共に提供する統合こども園に一体化する。

二つには保育所・幼稚園の国・自治体の補助金制度を廃止して個人現金給付制度に変える。

三つには指定制度の導入です。

現行の国や自治体の公的責任がある認可制度を廃止し、事業者責任で進める指定制度の導入です。1月末政府作業部会が決めた策案、成案は市町村の保育の実施義務を定めた児童福祉法第24条を削除し、子供の保育を受ける権利をなくし、保護者が自己責任で市場から購入するものに変えます。

本町が平成18年度以来進めてきた行政改革集中改革プランによる保育の民営化推進とはま

まったく異質の改変だと思います。児童福祉法第24条の廃止を許してよいのかお聞きします。町長いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 子ども新システムについての御質問でございますが、先ほども申しましたけれど、まだ国のほうで確定しておりませんし、12月議会でも質問をいただきましたので同様な議論をさせていただいたように記憶をしておりますが、新しいシステムになろうとなかろうと公的責任がなくなるということではなく、保育の義務・責務というのは当然市町村が負うべきものだと考えております。その認識は普遍的で今後も変わるものではないと考えております。

してまた、民営化ということもありますが、実績を出していただいているのも事実でありますし、これから将来にわたりまして我々が責任を放棄すると、そういうことは考えておりません。そういうことはないと認識しております。

○議員（内藤 逸子君） これまで集中改革プランによる民間委託問題の議論をしてきました。その中で福祉の民営化は営利化への第一歩ですが、直ちに営利化ではないとみてきました。それは児童福祉法第24条による市町村の保育の実施義務や規制が及ぶ限り営利主義、市場主義は実現しないからです。

ところが今度の制度改変は保育料の補助方式に変える、つまり保育に対する公費の投入を保育所向けではなく利用者向けに転換します。保護者はその補助を受けて各市の保育サービスを保育市場から購入することになります。

一方、保育所のほうは保育サービスを市場に提供して、親から保育料を受けとって保育所経営を行い契約型利用として保育の商品化、営利化となります。

こうして、児童福祉法第24条の廃止は保育の営利化にまっすぐ向かう道ではないでしょうか。町長、この第24条廃止を許してよいのでしょうか。お答えください。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問ですが、現状といたしましてその第24条のことが具体的に決まっているとは、私は認識しておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町立保育所の民営化や統廃合計画が行政の集中改革プランにより行政のスリム化とか「民間でできることは民間で」を合言葉に進めてきました。今度の制度改変はこれまでの民営化推進とは異質の転換です。

現行制度では民営施設も含めて入所が決まれば、どの子にも朝から夕方までの保育が1週間通して保証されます。しかし、この新システムでは保護者がパート就労などで保育の必要性の認定時間が短い場合は週3日とか午前中だけとなるおそれがあります。そうなれば幼児教育の一環としての保育が託児化して行事などにも混乱が生まれます。モザイク保育になると関係者から強い批判が出ています。

現在の保育制度や民営化推進とも異質の転換ですが、町長お認めになりますか。今度こういうことがなされるんです、本当に。

○町長(日高 昭彦君) 私の知り得る限りにおきましては、こういう関連法案の骨子が決定したと聞いておりますので、詳細については何らまだ伺っておりませんし、この段階で申し述べることはできないということでもあります。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) すべての児童が等しく生活を保障されるというのが児童福祉法です。しかし、新制度は市場原理に転換することで保育に差別と格差をもたらします。市町村の保育所入所を保障する責任をなくし、親が自分で保育を確保することになります。その上、親の就労形態によって保育を受けられる時間に差がつくため、子供によって登園する曜日や時間がバラバラになるおそれがあります。そうした利用形態にあわせて保育士のパート化に拍車がかかります。また、障害児や滞納しそうな家庭は入所を敬遠されるのではないのでしょうか。保育料の上乗せ徴収が認められるため、保護者の経済力によって入所する施設が左右され、保育内容に格差が生まれるのではないかと懸念されます。町長、こんなひどい保育制度なんです。もっと勉強してください。お願いします。どうですか。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘ありがとうございます。

やはり我々も責任者である以上、勉強するべきは当然勉強するべきだと考えております。

先ほどから言いますが、新子育てについては、近く国会に提出すると聞いておりますので、詳細についてはこれは判断がわかりません。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 制度改変のねらいと現場で予想される事態を見据えて3つの保育所廃止計画を当面見直して町立保育を守って制度改変を止める発信地にしてはどうでしょうか。また、制度改変が強行され保育の営利化、商品化の中で格差や差別に苦しむ父母や子供の受け皿として役割を担うことにもなります。

現在、山本、記念館、野田原の認可定数は165人に対し162名、11月時点ですが、の入所です。これを120人定数の統廃合施設で対応するのも道理にあいません。

町長は、私どもの統廃合反対の申し入れの回答書で今後数年少子化が進む、町全体の状況をみて対応するとしていますが、町立が112%、私立が125%の現状です。女性の就労希望やゼロ歳児保育の希望などを考慮すれば認可定数を減らしてはならないと思います。いかがですか。お答えください。

○町長(日高 昭彦君) 細かい数字について把握は、残念ながらしておりませんが、将来を見越しての数字であることは間違いないと認識しております。

○議員(内藤 逸子君) 統合施設の山本小校庭利用についてです。

町の説明資料によると小学校と連携してモデルになるとか、山本地区の人口減少の歯止めになるなどと述べています。

山本小の生徒人数は66人、今年度は70人になるそうです。一時は複式学級もありましたが、今は各学年1クラス、確かに恵まれた環境と生徒一人当たりの面積は他の小学校の数倍でし

よう。今、校長先生を初め一番の願いは複式化にならない生徒の増加です。2学年で16人を下回ると複式化になるそうですが、そのためには町の空家政策による山本地区への大規模団地の誘導が欠かせません。120人の統廃合施設となっても地区外の乳幼児です。地域の活性化とは無縁です。

幼小モデルなどといいます。すぐ目の前の教室と保育それぞれの目的が果たせるでしょうか。私は中央保育所の一日の様子をお聞きしましたが、学校など気にして満足な保育ができるでしょうか。町長、同じ敷地内で両立できますか。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 同じ敷地内でそれが両立ができるかという質問かと思いますが、現に小学校でも中学校でも保育所でも地域によっては、やはりスペース的な問題もありまして一緒にやっているところがありますし、まずできない理由がたとえあったとしても、それよりもできる理由、もう少し利点のほうを探せば私はあると信じております。

○議員（内藤 逸子君） さっき町長は、お姉ちゃんやお兄ちゃんと一緒に遊ぶことができるとかと言われましたが、乳幼児と小学生って体力が違うんですね。ぶつかったりします。そうしたときにけがのおそれもあります。

そして大人があれば校長先生だと乳幼児がわかるでしょうか。変質者とも間違えたりもすると思うんですね。混ぜてたら。見極めがつかますか、どうですか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘の点は十分わかりますが、やはりそれはできると信じてやるしかないし、そういうこと、今後に予想されるであろう不利な点、短所、それはもう当然あると思いますが、それ以上に良いところ、長所があると、メリットがあると思って考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 園庭についてはどうでしょうか。

子供の安全にとってフェンスで囲うのは欠かせません。不審者や学校の先生の区別もできない幼児をどう守るのか。保育士たちの悩みです。また園庭にはブランコを初めいろんな遊具が配置され当然固定化されます。運動場の共同使用ではなく一定部分の保育所専用です。

山本小の運動場は野球少年団やサッカー少年団の活動の場です。バックネットを移動するくらいでは済みません。また、地域の人々にとっては運動場の南北の2つのバックネットを同時に活用した大会なども行います。少年団のコーチやソフト愛好会の皆さんからも批判の声が上がっています。また、校区や分館主催のグランドゴルフ大会では運動場の隅々まで利用しています。

町長、山本地区の大事な文化スポーツ資源を守るのは町政の大きな課題ではありませんか。

川南町の広い大地で学校の敷地まで営利化も懸念される民間事業者に譲渡するのをやめるよう強く要求いたします。いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 山本地区におけるこれまでの文化、歴史、そういうものがあるのは十分認識しております。それは単にサッカーができるとか、野球ができるとか、そういう

だけのことではなく、万が一場所が足りないのであればスポーツランド構想もありますし、そこはケース・バイ・ケースで考えていくべきであって、真に何が大事なのか、何を求めるのかというのを今後も問い続けたいと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 真に町民にとって良いものをつていうのを考えていきたいと言っていますので、どうぞもう一度考え直していただきということを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩いたします。10分間休憩します。

午後3時05分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に児玉助壽君に発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 通告に従い、まず最初に西都児湯火葬上建設工事について、次の4点について質問いたします。

1点目、平成23年11月に都農川南両町は火葬場再整備基本構想案を策定し、現火葬場の課題と再整備の必要性、火葬場事業の広域化の必要性を示していますが、現事業について具現化の努力をすることもなく広域化事業については足並みは乱れ、足並みをそろえ進むべき共同運営体としての体をなしていないが、問題はないのかを伺いたい。

2点目、平成24年度、25年度の第5次長期総合計画実施計画書において、西都児湯新火葬場建設事業について基本計画、成果目標等を示されていないが、その整合性、また実施計画書の意義を伺いたい。

3点目、西都児湯環境整備事務組合の議会の議決を得ず、今回西都児湯火葬場建設の事業費を負担しようとしています、その根拠を伺いたい。

4点目、財政状況が許すならば時間消費に対する利便性、交通費の負担増、地元関連業者等の経済的影響等を考慮すると、都農川南両町で行っている現事業の再整備、継続が両町住民の民意と思いますが、口蹄疫の影響を受けた直近の厳しい財政状況下においてコストを優先し、広域化事業に移行していく考えのようではありますが、住民説明を優先すべきではなかったのかを伺いたい。

次に、財政運営方針について、次の2点を伺います。

1点目、何をもちって特色のある日本一のまちづくりを目指しているのか。その具体的な目標を伺います。

2点目、恵まれた自然環境を生かし太陽光、バイオマス等再生可能エネルギーについて模索していきたいとしているが、予算措置、人員配置等はされているのかを伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

まず西都児湯火葬場建設についての御質問。それに私の町政運営方針についても御質問でありますので、順番にお答えしたいと思っております。

まず火葬場の基本構想でございますが、現状といたしまして我々が川南都農で葬斎センターを運営しております。昭和56年の1月からの稼働でありまして31年経って老朽化、環境への適合など多くの課題を抱えているということで今回新しくする構想がございます。同じく西米良を除く西都、高鍋、新富、木城、1市3町も同時期に造っておりますので同じく31年が経過していると。これをそれぞれの自治体で運営するに、先ほども御指摘がありましたけれど、やはりいろんな効率的な問題を考えまして一緒にするのが一番の策ではないかということで、平成20年5月より協議を重ねて参っているところでございます。その間いろんな協議が重ねられる中、都農川南町におきましては現実に2自治体で運営しているわけありますから、その合意をもって次に進むのが妥当だとは考えております。

まず現在の状況でございますが、3月議会にすべて提案するというところで足並みをそろえてきたところでございます。残念ながら都農町におきましては諸般の事情により6月に提案するというのを3月の、つい先日の議会でも都農の町長が答弁されたと聞いております。よって皆さんそれぞれの形で足並みをそろえて今3月議会に提案をしているところでございます。

あと、長期計画との整合性でございますが、そういう広域で行う事業につきましてはごみ問題いろんなことも含めまして関係団体、そういう近隣の市町村と協議をしながら進めていくということは基本計画の中にも入れております。ただ、実施計画を2年で策定する、そして1年ごとに見直すというローリング方式というのも実際うたっているのは事実でありまして、平成23年、24年度の中に火葬場の構想が入っていなかったのも事実でございます。これには諸般の事情がありますが、場所が決定したのが平成23年度でありましたので改めて平成24年度からの計画に上げさせていただいております。

あと、住民説明の必要性ということでございます。川南町におきましては実質都農町に火葬場があるという現実、それから今計画中であります、構想中であります西都における交通時間、どのくらい時間がかかるのかという問題に関しまして、確かに都農町よりは遠くなりますが、時間にして片道でいくと数分、10分程度の差であると認識しております。そういうことからいたしまして、十分対応できると思っておりますし、事前に住民説明をしたのかという問いに関しましては、先月の区長、分館長会でこういう構想がある説明はいたしまして、実は昨日3月の区長分館長会がございました。2月の時点で分館長から地区の役員、そしてそれぞれの住民に説明をいただいたと聞いておりますし、きのうの段階におきましては特段異論は何もでなかったという報告を受けております。

それから、町政運営方針につきまして何をもって日本一のまちづくりなのかということの質問でございますが、じゃあ日本一が何なのか、確かにそれがすぐできるものではないと思

っておりますが、最終的には日本一住みたい川南、日本一すばらしい川南、いろんな指標があるかと思いますが、そういうのを目指すのは当然であるにしても、現在今おかれている状況で我が町が誇れるものをこれから探す。そのためにいろんな形で職員に提案をいただいている。今持っている川南のそういう宝は何なのか。そういうところから始めるものでありまして、具体的にじゃあ何と何と何をやるのかというのは現在まだ決めておりません。できる一番いいのは他の町がやっていない、うちしかやっていない、その時点で日本一になるわけですから、そういうこと一つ一つの自信、そういう誇りを踏まえて次に進みたいと考えております。

再生可能エネルギーにつきましては、御承知のとおり福島原発がありましていろんなエネルギーに関しての方向性が変わってきているのが事実であります。現在川南町において太陽光発電を主にいろんな各方面からの問い合わせがあっているのも事実であります。現時点においてはまだ何も決定はしておりません。現在いろんなところの検討をしております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 事業費負担の根拠。

○町長（日高 昭彦君） 申しわけありません。広域連合の規約に基づく地方公共団体に分布金についてはそういう地方公共団体は必要な予算上の措置をしなければならいと規定されております。よって、広域連合の規約に基づくものでは負担できないと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 火葬場再整備の基本構想の策定の意義が抜けとったけど、このくらいの厚さでつくるとるけど、今のやり方を見ると、あれは無駄じゃないとですか、税金の。何もなんせんとやけん。この基本構想の、その実態は、これは西都市、木城、高鍋、新富、1市3町の建設計画に追従する広域化ありきの基本構想であります。なぜなら昨年12月策定の西都児湯環境整備事務組合の新火葬場建設計画資料には1市5町による建設計画が具体的に工程表まで載っておりますね。示されています。そのことからして川南都農が昨年の12月以前にこういった事業への参入を組合議会の中で表明していることはもう明らかになっとるわけですね。

しかしながら、今年度の町政運営方針の一施策にも関わらず、もう秘密裏に事を進め公に意思決定を表明したのが3月の当初議会のわずか1カ月前の2月6日の全協でありましたが、情報公開に問題があつとやないですか。ないですか、この川南町は。

○環境対策課長（三角 博志君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの秘密裏に事を進めてきたのではないかという御指摘がございましたが、平成20年5月から1市5町でこの協議を進めてまいりました。広域化についての検討でございます。一方、都農川南町におきましても、その再整備につきまして検討を行い、都農町、川南町におきましては、その両町で広域化に踏み切ったほうがいいのかどうかっていうことについて比較検討をしてまいりました。その結果を取りまとめたものがその基本構想という形で表しておるものです。この間秘密裏にしてきたということはございませんで、平成21年11月20日、

また平成22年の10月21日にはそれまでの進捗状況、協議の状況を両町議会の場におきまして御説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 平成20年5月にこの準備委員会が設置されてとっちゃけど、この都農と川南の新火葬場建設の計画もあったけど、この今までの資料を見るとよ、積算根拠とかいろいろ基本計画といろいろあるけど、それに向かって努力したというのは何も見えんとやがよ。平成20年5月に準備委員会が設定されて、約4年かい、仕事らしい仕事はしとらんじゃねえですか。しとればですよ、もう昨年12月、この建設計画と工程表も前にできとっちゃかい、昨年のもう遅くても5月、6月にはこの構想はできとるはずですよ。その説明ができませんよ、昨年中に。仕事したようなこと言うたってとんでもない話よ。

そんなことはもう今までの経緯で説明ですよ、はっきりしとるが。その結果、関係首長の調整能力が問われておるとですよ、今。

高鍋はどんな予算計上しとるかわかっととね、今度。

○環境対策課長(三角 博志君) 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

高鍋町でどのような予算計上がされているかという御質問でございます。

これは高鍋町を含む1市3町、西都市、新富町、木城町、高鍋町ですが、こちらでは1市3町での斎場の建設費用、これを1市3町で負担した場合の負担額につきまして新年度予算で計上しておると聞いております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) うちが1市5町で上げととよ。高鍋1市3町で上げとるっちは、何の調整もしとらんとか、仕事しとらんことになるじゃねえですか。

この2点目の実施計画書の意義についても町長、実施計画書の。

○町長(日高 昭彦君) 申しわけありません。ただいまからお答えいたします。

長期計画の中でうたっております広域行政、近隣自治体の連携を密に保ちながら、より複雑化、高度化するニーズに的確に対応していく必要があると。その中で実施計画を当然つくっているわけでございます。確かに平成23年、24年の実施計画には入れておりませんでしたので、改めて足並みをそろえるということで平成24年、25年の実施計画に上げさせていただいております。

○議員(児玉 助壽君) 足並みがそろえとらんじゃねえですか。片一方は1市3町、片一方は1市5町。心配しとるが。町政運営方針の施策の一つに上げとって、当然これは公債費の償還計画も立てとととじゃがこのなんじゃ。それぐらいができてととやったらよ、実施計画に載せられたはずよ。この実施計画はそういう意義を持って作成しとととやろ。用地の確定もこの建設費積算概要の策定、建設工事事業の工程計画表がこれもできとって、なおかつこのうちの償還計画も立てとととんよ。実施計画書に上げられん理由は何ですか。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後3時34分休憩

午後3時35分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○環境対策課長(三角 博志君) ただいま御指摘がございました長期総合計画の実施計画書に載っていないというような御指摘につきましてお答えしたいと思います。

昨年の3月に平成23年から24年度の実施計画を策定されているわけですが、その際はまだこの火葬場建設につきまして1市5町で広域化するこの火葬場につきましては、その場所等も決定しておりませんで、なかなか調整が思うように進んでいなかったという状況にあったようでございます。その後平成23年度になりまして場所の決定、そうしたものを踏まえて事業費の大まかな概算、そうしたものができたことによりまして今回の実施計画書のほうに載せさせていただいたということでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この町政運営方針の施策の一つに掲げとっとやかいよ。もう今年の6月から造成にかかるとやかい。3月の当初予算のときに実施計画が上がってこないかんとやが、だから何も仕事しとらんちこっちゃねえね。何も苦勞せんで1市3町の計画に乗っかってですよ。やってきたこれはつけじゃがよ。

町長やら担当課がこの前の資料やら経緯説明をもってしてもよ、あんたどんが仕事したということを否定する根拠はねえですわ。町長自身がこれを町政方針に掲げて重要課題を先送りしない、決断する町政、住民と向き合える町政を実践してこなかった。これはつけが、実施計画書に載せられなかったわけやがね。これは町長は町政運営方針に掲げとっとよ。この決断する町政、重要課題を先送りしないと。先送りしとるがよ。

次に根拠を聞いたが、町長、規約に従ってと言うたが規約を議会で議決されたとですか、この1市5町のなんが。

○町長(日高 昭彦君) まず実施計画のことですが、何度も繰り返しますが、平成24年、25年の実施計画に載せさせていただきましたということです。

それから、規約に関してでございますが、当然規約の改正と予算の計上というのは同時に行うべき問題だと考えております。今回に関しましては予算のみの計上ということになりますので、その点に関しては我々としてはこういう大きな問題でありますから、当初予算で御審議をいただきたいと。でも御指摘のとおり規約がない以上予算の執行はできないというふうに認識しております。

○議員(児玉 助壽君) 考え方が間違ごうとるわね町長、重要な課題じゃから予算だけ上げたち。重要な課題じゃから手順、手続きはちゃんと踏んで提案すつとが常識のある人がするこっちゃがね、町長。地方自治法第96条、また規約第7条の規定に従いですよ、西都児湯

環境整備事務組合議会で1市5町で斎場事業を行うということが議決され、そのための規約改正の議決はあったのかち伺いよっちゃがよ。

○町長(日高 昭彦君) 西都児湯事務組合におきましては、都農町が6月に提出するということですので、都農町の提出を待って西都児湯事務組合は規約を改正するということになっております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 都農町がどうこう言よったけど、都農町は懸命な判断しとったの。規約改正しとらんから6月の議会に上ぐっとやがよ。何でうちが3月の議会に上げんならんとね、議決もされとらんと。議決されとらんちこっちゃがよ。これ事業費を負担する根拠はなくなりますわ。今回計上された、これは予算、この平成24年の当初予算は、これ無効になりますよ。なぜならですね、地方自治法第96条に抵触して、規約第14条第3項で葬斎センター建設に要する経費に係るものについて西米良村、都農町、川南町は除外されておるわの、これは。懸命な都農町の町長は3月の議会に議案をせんかったちいうが、またこの1市3町、西都、木城、新富、高鍋は1市3町で上程しとっとですよ。これは川南町のここを疑われますよ。これは川南町の完全な独り相撲になつとるがよ。町長、こういうことしよって、こりやおかしくなりますよ、町長。

○町長(日高 昭彦君) 児玉議員の質問にお答えしますが、御指摘のとおり今回におきましてそういう不備があるのは重々承知しております。それでもあえて今回の御審議をいただきたいと。予算執行に関しては当然規約が改正されていない以上凍結になるであろうとは思っております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 正気の答弁とは思えんけどね、これは。大体いつも今回の議会でも毎回の議会でもこれは予算より先に条例が出てくっとやがよ。条例を審議して条例を議決して、そのあと予算が議決せんなんとがよ。これ、規約改正を6月議会に提案するならよ、これは頭の構造を疑われるばい、町長。条例を先に議決してよ、予算は後で議決するその理由がわかっとして今の発言なのですか、町長。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘のとおり規約を当然同時に出すべきだというのは、もう十分承知しております。それでも御審議をいただきたいと思って3月議会に提案させていただいております。

○議員(児玉 助壽君) 町長ね、審議以前の問題やとやがね、これは。賛成、反対とかそういう以前の問題やとやがね、町長。これ順番を間違ごうたらですよ。予算が通っても、この規約ひとつ否決されたら平成24年の当初予算全部無効になつとですよ。それをわかっとしてものを言よつとですか、町長。全部無効になつとやが。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後3時45分休憩

午後3時49分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

地方自治法の第222条によりますと、条例を提出する場合予算を当該年度中に予算が必要となるものに関しては予算と同時に出さなければならないというふうになっているようでございます。この場合は、予算が先行をしておりますので、それにはちょっと該当しないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(山下 壽君) ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議員(児玉 助壽君) 総務課長ね、これそんなら都合のよいなんばっかり引き出して言よるけんどよね、条例とか法律はよね、常識にのっとってつくられとととやが。こんげな非常識な法律があるわけねえじゃねえか。都合のええようなこつあ。条例や法律は常識に沿ってからつくられとととぞ、吉田君。

規約の規定に従って、この組合議会の議決によってこの事業費の負担割、負担額、すべての事件が決まるわけじゃがね。そこへの規約じゃねととですよ。これ、1億3,000万円か4,000万円かかるわけじゃが、うちの負担割が。そんげな大事な規約やととんよ。これそして債務負担行為も発生するとが、公債を発行するかい。そんげな大事な規約を議会の議決が要らんのかなん、地方自治法はどっかは知らんけんどよね、これは議会の議決が要るち書いてあつど、第7条に。7条読んでみろ、7条に。7条と14条。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後3時52分休憩

午後3時57分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○町長(日高 昭彦君) 時間をかけて申しわけありませんでした。

もう一度繰り返しますが、今回は予算を計上するという事をもって向こうに対しての意思表示をします。そして1市5町であります事務組合に関しては、前回の会議でこちらが意思表示をしたときには受け入れるということを確認させていただいております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) あんたらね、そん非常識なことばっかり言よるがよ。金を払うて、あとから契約を結ぶもんがどこにあつとね。 笑いよるけんどこん第1項の関係市町村の負

担金のうち、前2項に要する経費以外のものは管理者が議会の議決を得て定めるちなっとなとやが。

だからこれが、今度上げとる予算、組合の議会で定められとっとな。

○町長(日高 昭彦君) 何度も繰り返しますが、こちら側が予算に上げて意思表示をします。それは執行するという意味ではございません。そして、1市5町における事務組合におきましては、こちら側が意思表示をした時点で規約を改正するという事で意見の統一をいただいております。都農町が出してくれる6月をもって規約改正をするという事で合意を得ております。

○議員(児玉 助壽君) どの世界に、お前、契約をあとで結ぶちいうもんがおらんどがね、常識的に考えてお前。お前は詐欺にあう手口じゃわ、お前。

まあ、手順、手続きに誤りがあれば、それをただすのが、おれは議会の使命じゃと思うとるけんどもよ。それを看過すればよ、議会の質が問われ、それをただせば提案者のこの資質が問われるっちゃけんどもよ。議会と執行部は二輪の車と町長は言よっけんどもよ、そんげなこと言うとなとやったらよ、ほか1市4町のように、手順、手続きを整理しよ、議会と執行部に汚点を残さんうちにお前、議案を上程すとながよ。もう懸命なリーダーのこれは姿勢と思うっちゃけんどもよ、まあ、懸命じゃねえかい。仕方ねえっちゃろけんどもよ。合意を得とるっちゃけんどもよ、だれとだれが合意を得とつかしらんけんどもよ、高鍋が1市3町でやるとかいよるんげなが。したらこらあ、否決されたらよ、これが、あつちは数が1市3町じゃかい、こっち2町より数が多いっちゃが、否決されたらもう予算全部無効になっと思ふっちゃけんどもよ。ま、別になっても恥かくとはあんたどんじゃけん、ええけんどもよ、別に。

まあ、そんげならんために言よったっちゃけんどもよ。そんげしたいならそんげすればええこっちゃがよ。

火葬場については、これは町住民はもとより、これは法的にもこれは必要不可欠なもんじゃかいよ、この町政運営方針で重要案件としてこれは認識があるから、当初議会にこれは間に合うように上げたとかしらんけんどもよ。まあ、そげな認識があれば、手順手続きを踏み、この事案を整理し、当初議会に備えとなが常識的なものの考え方じゃち思ふっちゃけんどもよ。両方の新火葬場の概算建設費の積算表をもとに一世帯当たりの負担額を単純に比較すると、本町の世帯数が約6,700戸。今、現事業の建設費の本町の負担額が3億791万4,000円ですか。一世帯当たり約46万円の負担額となり、広域事業建設費の本町の負担額は1億3,000万円でこれは一世帯当たり負担額が約20万円になり、世帯当たり約26万円の負担減になるわけですよ。まあ、町財政的にも1億7,791万4,000円の負担減となります。一般的に80%ぐらいが妥当とされる経常収支比率が高いほど財政構造が硬直化しており、道路整備等新規事業を実施する余力がなくなるとあるわけですが、この本町の経常収支比率は86.6%であり、妥当とする目安の6.6ポイント増、県町村平均81.1%の5.5ポイント増となっています。これが本町の直近の財政構造であり、今後口蹄疫の影響で税収の落ち込みが予測され、なお一層財政状況

が厳しく、そのことからして建設公債費を減額させ経常収支比率を抑制し、実施計画書の事業実施に影響を及ぼせぬためにも住民の利便性を損うかもしれませんが、葬祭事業の広域化もいたし方ないと思われます。これらを踏まえ、丁寧な住民説明を行い理解を得、1市5町で足並みをそろえ規約改正を行い、再度提案すべきと思っておりますが、町長の所見を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 何度も同じ答弁になって申しわけありませんが、改めまして申し上げますが、今回の3月当初予算に提出をいたしまして川南町意思表示をする。それをもって6月に1市5町で受け入れをいただくということで合意を得ておりますので、児玉議員の御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 町長、都農はこの議会に予算は計上せんとな、それおかしじゃないとね。そげなこと言よつたら。予算を計上して合意を得るちことは、何の哲学もねえこと言うたらいかんわね、お前。都農はしたら合意せんちこっちゃね、したら。3月の議会に上げんかったら。そげな都合のええときばっかりそういうこと言うたらいかんわ。何の整合性もねえわ、そな。

もう時間がねえから町政運営にいくけんど。

1点目ですが、これは約20年くらい前から傾きかけとったこの本町に本社のある児湯食鳥が鶏肉出荷量で日本一になったわけですが、これは約15年くらい前ですか。就任されました現社長のリーダーシップ、努力のたまものであって、これは一朝一夕では成し得なかったと思うわけですが、そこで伺いますが、特色のあるといえども限られとるわけですが、何でんかんでん何しとつたら特色があるとは言わんとやが限られとつとやが、その限られたこの目標物は何ですかこれ、具体的に。何年をめどに、これ日本一を達成する考えなのか伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 日本一という言葉だけを一人歩きさせても申しわけないと思いますが、例えば今日の午前中の質問でも出ましたけれど、振興班という素材があるのは、私の知る限り日本で川南だけであると。合衆国で呼ばれる所以である。それから、若者連絡協議会をとってみても健康保険税のところでも言いましたけれど、若手の移住率の高さ、そういう若手のそれなりの特色のある団体の活動、自主的な活動。探せば川南にも宝はたくさんあると信じておりますので、そういうものをもう一度見つめなおして最終的に、今は特徴のある日本一を探そうと思っております。それはユニークだと理解してもらっても結構ですが、将来的にはそれは日本一住みよい町なんだと自信が持てる、誇りの持てる町なんだと。そういうところを目指すつもりであります。

それがいつまでに、何なのかというのを今日この時点では発表できませんが、それも含めて今職員がアイデアを出し続けてくれると信じておりますし、これは1回だけのアイデアではなく毎年繰り返すもんだと信じておりますので、これからそれぞれの道を探そうと思っております。

います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） まあ、握手は日本一ちゃかい磨きをかくっことかしらんともあつちゃけんど、余り日本一を軽々に使うべきじゃねえと思うけんど。

再生可能エネルギー対策の予算措置、人員配置がなされておらんちこっちゃけんど、そっで行動ができっとですか。もう行動はでけんと思うけんど、アクションを起こすことはでけんと思うけんど、これは。模索するだけで無策になつとやねですか、これは。北島三郎はこれ与作で銭かせいだけんど、日高町長は模索で無策じゃったちなつたらおかしこっちゃがよ。

昨年9月議会で私は自主財源を確保するために全町的にプロジェクトチームを組み、自主財源確保に充てるべきとはの質問をしたところ、町長は自主財源確保プロジェクトチームを組み取り組んでいきたいと答えておりますが、そのようなチームを組んだ話もなければ、予算措置もありません。日本一の件、再生可能エネルギーの件然り、目標を立てたら予算措置を行い、人員を配置し取り組むべきと思うが、それなしでどうしてアクションを起こすのか、町長の所見を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） まず再生エネルギーに関してでございますが、問い合わせがきているのは事実でございますが、まだその確定が出ておりませんので、予算的にも措置できない現状であります。いろんな国からの10分の10、100%の事業もございます。ただこれは全国的な動きが一斉に始まりましたので確実なことが現状として言えませんが、まだ予算、人員配置等についてはまだ決定はしておりません。現在、環境対策課及び総合政策課の共同で検討をしているところでございます。

あと、自主財源へのプロジェクトということでございますが、財政手法いろいろありますけれど、ここ2年本当に厳しい川南町ではございますが、この中においても基金の積み上げをしていくと。必ずやという思いでかなり厳しいカットもさせていただいておりますが、基金に関しては予定通り積める予定を立てております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町政運営方針を見ると、終わりのほうに未来、将来の世代、次の世代と美しい文章が並んでいますが、昨年の実績を総体的に見て私の個人的な感想として言葉と文章だけで、次の選挙のための政治に力を注ぎ、次の世代のための政治が行われていないような気がします。

昨年度を振り返ってみて町長自信の評価を最後に伺って、質問を終わります。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり1年をほぼ迎えようとしている現状でございます。組織を含めていろんな意味の大きな改革ができていないのも現状でございますが、4月から何度も申しますが税の一体化、いろんな意味での行政改革、そういうことを含めた配置、方向性を見出す予定にしております。

以上です。

○議長（山下 壽君） 本日の一般質問は以上で終わります。

なお、町政運営方針に関わる追加質問につきましては、あすの議案質疑に先立って行いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後4時14分閉会
